

公益財団法人 東京税務協会 中期計画

～ 新たな時代に向けた税務行政への貢献を目指して～



平成27年3月

目 次

第一 中期計画策定の基本的な考え方	
1 会員団体及び税協を取り巻く環境の変化と中期計画策定の意義	1
2 協会のこれまでの経緯	4
3 協会を取り巻く環境の変化	7
4 これからの協会の事業展開のあり方	8
5 新たな経営理念に基づく事業展開	11
第二 既存事業の成果の検証	
1 地方税財政制度に関する調査研究	12
2 税務関係職員の育成	14
3 研究雑誌、図書等の発行	17
4 税知識の普及啓発	18
5 職員表彰	19
6 自動車税等に関する事業	20
7 軽油分析事業	21
8 人材派遣事業	22
9 都税事務所の電話交換事業	23
第三 新たな事業の開発と展開	24
1 会員団体の補完機能の充実	25
2 自主事業の新たな展開	28
第四 協会の体制	
1 組織体制	31
2 人事体制	32
第五 将来の検討課題	
1 広域連携の一翼を担う協会	37
2 全国に事業を展開する協会	40
【資料編】	
資料1 事業実績一覧表	44
資料2 基本財産及び分担金の推移	46
資料3 平成25年度 財務諸表	47
資料4 事業体制の変遷	56
資料5 徴税職員数の推移	58
資料6 地方税事務共同処理の状況	60

第一 中期計画策定の基本的な考え方

1 会員団体及び協会を取り巻く環境の変化と中期計画策定の意義

- 現下の我が国の経済は、大規模な金融緩和や機動的な財政出動等を背景に国内需要が緩やかに回復しているものの、中国等新興国経済の停滞、消費税増税による景気腰折れ、個人消費の低迷、原油安の進行等の懸念材料があり、依然として先行きを楽観視できる状況にない。
- 協会の会員団体である都・特別区・都内市町村を取り巻く環境は、グローバル化の進展、少子高齢化の急速な進行、人口減少や働き方の多様化等大きく変化している。増加する福祉・社会保障対策に加え、木造住宅密集地域の建て替えといった首都直下型地震の備えや都市設備を支えるエネルギー対策など、今後、各団体には、これらに的確に対応すべき重要課題が山積している。さらに、平成25年9月の2020年オリンピック・パラリンピック開催地東京決定は、五輪開催年を目標にした競技会場の新設や都市インフラの整備等、開催に向けた準備を加速していかなければならず、早急に取り組むべき数多くの課題を発生させている。
- 様々な施策を財源面から支える地方税収入は、緩やかな景気回復過程の中で堅調に推移しているものの、そもそも景気の動向に左右されやすい不安定な構造にあることに加え、法人事業税の暫定措置、法人住民税の一部国税化については、平成27年度与党税制改正大綱でも何ら見直しが行われないなど、予断を許す状況にない。会員団体が将来にわたって多くの課題に継続的かつ安定的に対処するためには、最少の経費で最大の効果を挙げる地方税財政運営がこれまで以上に求められている。
- 平成18年12月、国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、地方分権改革を総合的計画的に推進するため「地方分権改革推進法^{※1}」が成立した。続く平成23年4月の第1次一括法の成立以

※1 平成18年12月15日法律第111号 平成19年4月1日施行

降、平成26年5月には第4次一括法^{※2}が成立し、これにより国から地方公共団体への事務・権限移譲や地方団体に対する義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大等の地方主権改革が進み、不十分な権限移譲、税財源の先送りなどの課題を抱えながらも、各団体には、今後、より一層地域に密着し、住民のニーズを取り入れた行政運営が求められている。真の意味で分権型社会を確立していくためには、団体自ら事務の整理縮小、合理化を進め、事務の中核的部分に特化した効率的な体制づくりが求められている。

- さらに、国や地方公共団体の行政処分^{※3}の取消しや変更を求める際の手続きを定めた「行政不服審査法関連三法^{※3}」が平成26年6月13日に公布され、公布の日から起算して2年以内に施行されることとなっている。改正内容は、①審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入、②不服申立手続を「審査請求」に一元化、③審査請求をすることができる期間を3か月に延長等であるが、今後も円滑な税務行政の運営を行っていくためには、適正・公平な賦課徴収に一層努めるとともに、説明責任を適切に果たし、納税者の信頼を確保していく必要があり、地方公共団体の税務職員の育成がこれまで以上に重要になってくる。

- 一方、協会を取り巻く環境は、消費税率10%引き上げ時（平成27年10月施行予定を平成29年4月に延期）における税制の抜本改革により自動車取得税の廃止が予定されているとともに、電話交換事業についても都の集中化方式導入に伴い、平成27年度末をもって段階的な廃止が決定されている。さらに、収益事業の中核に位置づけられてきた軽油分析事業についても、分析本数が「不正軽油撲滅作戦」の成果等により最盛期から大幅に減少している等大きく変化している。

- 公益法人の事業は、毎年度策定する事業計画を基に行われており、協会においても前年度の事業実績をとりまとめ、理事会の決定を経て評議員会の承認を受けている。当該計画は定款（平成23年度までは寄附行為）に定めた事業項目につ

※2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律
平成27年4月1日施行

※3 行政不服審査法（平成26年法律第68号）
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）
行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）平成27年4月1日施行

いて、前年度までの実績等に基づき一定の改善を行いつつも、事業内容・数量等についてはその都度の判断で実施してきたところである。

- しかしながら、会員団体や協会を取り巻く環境の著しい変化により、従来のように単年度のスパンで事業を展開することは困難になってきている。特に、平成24年度から公益財団法人へ移行したことによって、会員団体からのより一層の期待に応えるとともに、変革期にある社会経済状況の下で公益目的に資する事業を実施する責任ある社会的存在として、社会一般に信頼される先駆的な事業にも積極的に進出していかなければならない。
- さらに、税務行政上の特徴である毎年度行われる税制改正は、協会の事業執行体制等にも大きな影響を与える。消費税率引き上げに伴う自動車税・自動車取得税の改正や、今後の法人事業税における外形標準課税の拡大等があれば、それに応じて会員団体の事業内容等の見直しが必定である。そうした動向にも、団体の支援・補完等を行っている協会は多大な影響を受け、即時、臨機応変に対応できる組織運営の仕組みづくりが必要となってくる。
- 公益財団法人化に伴い、公益性の発揮とともに一段と効率的な事業展開と、より一層柔軟に適応できる組織展開が求められる。また、会員団体等の成長を持続的なものとするためにも、協会が長年培ってきた能力を発揮し、幅広い事業活動の展開・発展に対する期待は大きい。
- こうした期待に応えるためにも、中長期的な展望に立って、新しい時代に適合した持続発展する協会を目指して2020年までを目途とした「中期計画」を策定した。

2 協会のこれまでの経緯

- 協会は、昭和25年の「地方税財政制度の大改革」を踏まえ、地方公共団体の自立した税務行政運営の必要性から、都内の行政全般に共通性と関連性を持つ都・特別区・都内市町村の税務に関する専門の共同機関として、昭和27年10月に財団法人として設立された（設立時は基本財産20万円、分担金90万円）。

設立当初から、調査研究、講習会・講演会、税務月報（現「東京税務レポート」）等機関誌の発行、職員に対する表彰事業を通して、会員団体の円滑な税務行政や税務職員の資質の向上に寄与してきたが、組織は東京都主税局内に設置され、わずかな人員（2名）でのスタート^{※4}であった。

- 大きな転換点になったのは、昭和60年度から62年度において、東京都を巡る諸事情の変化と協会の財政基盤の強化や業務内容の充実を図る目的で、受託事業（自動車税事務所業務、軽油分析検査業務、主税局研修業務、電話交換業務）の拡大を行った^{※5}ことである。その結果、事務局も独立し（事務局：昭和62年度：固有職員5名・都派遣職員210名）、昭和62年度には予算規模も15億6千万円と大幅に増加した。また、設立時20万円からスタートした基本財産についても、昭和60年には1億60万円、平成2年には3億60万円と大幅に増資し、平成15年からは3億5千60万円で推移している。

- 平成9年度の東京都のいわゆる「自動車税事務所の委託のあり方見直し」に基づき、平成10年度から3年間で、都派遣職員に替わり、賦課徴収権に関わる業務等以外の業務について、協会固有職員による運営を開始した。（事務局：平成13年度：協会固有職員168名、都派遣職員36名^{※6}）。

- 平成11年度には、全国の地方公共団体税務職員を対象とする協会独自の「公開税務実務研修（東京税務セミナー）」を有料で開催し、会員団体以外の地方公共団体にもサービスを拡げた。

※4 資料編 P56「事業体制の変遷（昭和27年）」

※5 資料編 P56「事業体制の変遷（昭和60年～62年）」

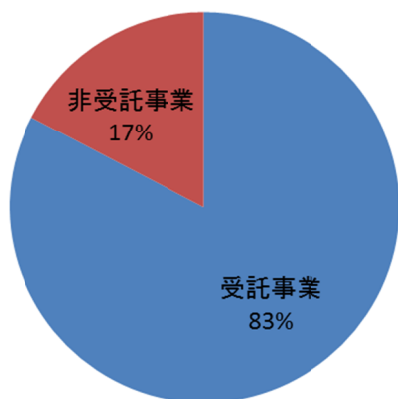
※6 資料編 P57「事業体制の変遷（平成13年）」

- 平成12年度には、都庁全体を挙げた「不正軽油撲滅作戦」が展開され、軽油分析本数が財務局・環境局・建設局・港湾局・警視庁等の依頼により大幅に増加するなど、収益事業の一つである軽油分析事業が拡大していった。
- 平成13年度には、改正労働者派遣法の施行を踏まえ、都主税局・区市町村・東京国税局等のOB職員（以下「OB職員」という。）を雇用し、各種団体に対し滞納整理事務等に関する豊富な税務知識・経験を有する職員を派遣する「人材派遣事業」を開始した。また、「会員団体の業務、特に滞納整理分野の強化」という会員ニーズに応えるとともに、平成18年度からは国民健康保険料（税）の収納率向上のために、OB職員を各団体に派遣し、会員団体の税務行政におけるコスト削減・効率的な事務運営など高い評価を得ている。
- 平成20年12月に、「公益法人制度改革関連三法^{※7}」が施行され、新しい公益法人制度がスタートした。協会は、設立の趣旨を踏まえ、引き続き税知識の普及啓発、税務職員の育成等の事業を通して円滑な税務行政に寄与していくため公益財団法人を目指すこととした。これにより、理事会・評議員会の承認を得て、都知事に移行認定を申請し、平成24年4月1日公益財団法人として認定された。
- 平成25年度には、自動車税に関する電話の問い合わせに対応する「自動車税コールセンター」の運営を受託するとともに、自動車税事務所における庁舎管理等の業務受託拡大を図り、初年度より円滑な運営が行われている。なお、自動車税コールセンターは自動車税納税通知書発付時前後の5月に入電件数がピークにあり、時期による業務量の変動幅が大きいという問題がある。
- 協会は、公益事業の充実等に引き続き取り組んでいるものの、収益事業である電話交換事業の段階的廃止や軽油分析事業の長期逡減傾向など、既存事業の内容も大きく変化してきており、現在実施する事業を再点検するとともに、新たな事業の展開が課題になっている。

※7 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の
施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）

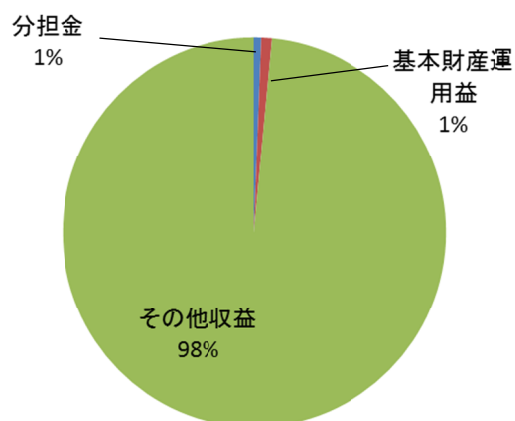
- 現在の協会の財政状況は、図1に示すとおり、その多くが受託事業に係る収入によって賄われている※8。

図1 経常収支における受託事業収益の割合（平成25年度）



- また、協会事業が拡大する一方で、協会本来の活動経費としての性格を有する会員分担金は昭和54年度から現在まで金額に変更がなく※9、図2に示すとおり、収入に占める割合は低い。

図2 経常収支に占める基本財産運用（平成25年度）



- さらに、長期にわたる低金利の影響などから、基本財産等の運用収益は極めて限定されている。しかし、協会の活動領域やサービスの内容は拡大しており、協会の財政力（財政基盤）強化は必要不可欠な状況となっている。

そこで、協会本来の活動経費である分担金の改定、特別区・都内市町村の税務職員に対する研修に係る受益者負担の適正化等、負担のあり方についても再検討していく必要がある。

※8 資料編 P47 「平成25年度 財務諸表」
※9 資料編 P46 「基本財産及び分担金の推移」

3 協会を取り巻く環境の変化

- 自動車税等に関する事業においては、税制改正の影響が大きい。与党税制改正大綱では、消費税率10%段階で、自動車取得税を廃止するとともに自動車税は一層のグリーン化を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を取得時の課税として実施することとし、具体的な車体課税の見直しについては、平成28年度以降の税制改正において結論を得る、とされた。なお、平成26年11月、政府は景気動向を踏まえ、消費税率10%引き上げ時期を、当初の平成27年10月から平成29年4月に延期した。

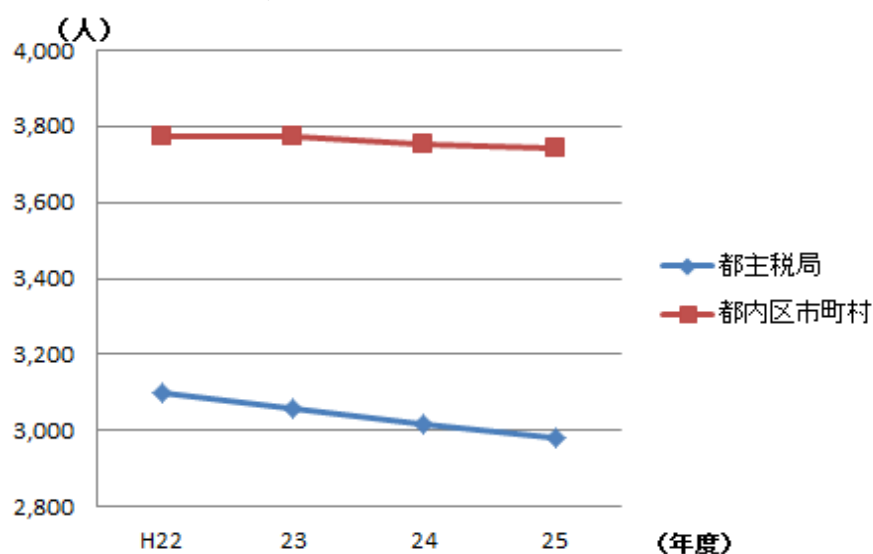
さらに、平成29年度までに全国に広げられる「自動車税業務における車ネット登録（OSS）の全国展開」等に的確に対応していかなければならない。
- 電話交換事業においては、都の集中化方式への段階的な移行により平成27年度末をもって受託業務が終了することを踏まえ、協会の財政基盤の維持・強化に向けた新規事業の開始が課題となっている。
- 軽油分析事業においては、平成15年度の硫黄分析開始後の受託件数をピークとして、「不正軽油撲滅作戦」の成果等により混和検出率が低下した結果、分析本数は大幅に減少し、長期的に逡減傾向となっている。
- 人材派遣事業においては、労働契約法の改正（無期労働契約への転換、雇止め法理の法定化、不合理な労働条件の禁止）への適応や、労働者派遣法の改正（派遣労働者の期間制限3年の事実上撤廃等）の動きがある。
- また、雇用情勢は、経済の好転、少子高齢化の本格的な到来を織り込んで、業種（建設、外食産業等）によっては人手不足が深刻化しており、これが近い将来、全業種に及ぶものと推測される。協会においても事業展開する上での前提となる税務専門スタッフの確保が既に難しい状況となっている。このため、新たな人材確保策を検討するとともに、現在協会業務に従事している職員の活用方法や現行の人事制度も見直していく必要がある。

4 これからの協会の事業展開のあり方

- 会員団体の税務行政の担い手である税務職員は、総定数を抑制する中で年々減少傾向にあり※10、実務に精通した団塊の世代職員が大量退職し、税務に関する専門知識・技術・ノウハウの継承が困難になっている。

また、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大を目指した「行政不服審査法関連三法」の施行が予定されており、今後、会員団体等において、適正かつ公平な賦課徴収の確実な実現や納税者等に対する適切な説明責任等がこれまで以上に要求され、人材育成の着実な実施が大きな課題になると予想される。

図3 税務職員の推移



- 都主税局においては、税務経験の長いベテラン職員の大量退職が続く一方で、毎年100人を超える新規採用職員が配置されるなど職員構成が大きく変化している。ベテラン層が支える組織から、中堅・若手職員が中心となって支える組織に向けての過渡期にある中で、歳入所管局としての職責を果たしていくためには、①限られた税務のエキスパートの効果的な配置、②定型的・機械的な事務処理（公権力性を伴わない準備行為等を含む。）の効率化、③税務の新人の早期育成、等が重要な課題となっている。

※10 資料編 P58「徴税職員数の推移」

- 特別区・都内市町村においては、職員の税務事務在職期間が短く、また全く異なる行政分野への異動等、税務の専門家が育ちにくいという構造的問題を抱えている。今後、真の地方分権を確立していく中で、税込確保・徴収率の向上等の各施策を積極的に推進していくためには、税務に精通した人材の確保・早期育成が緊急かつ継続的な課題となっている。
- 会員団体等が事業を展開するに当たっては、直接事業を実施するよりも有為なノウハウと経験を有する第3セクター等を活用する方が、効率的な事業執行・柔軟なサービス提供が可能となる場合がある。今後は、公共団体と民間団体の中間に位置し、相互の特性が併存する第3セクター等へ会員団体等から事務事業の移管や委託事業は一層拡大していくものと予想される。
- 協会は、公共団体と民間団体の性質を併せ持っており、効率的な事業執行と柔軟なサービスの提供が可能である。さらにその性格から、既に税務に関する高い専門知識・技術・ノウハウの蓄積があり、会員団体等における税務行政の円滑かつ効果的な執行を実現するという多様なニーズに十分応えられる能力を有している。具体的には、会員団体が将来にわたり強固な財政基盤を確立していく上で必要となる地方税財源の充実・確保や租税政策形成能力の向上等において、税務の専門共同機関として、人材育成・納税思想の普及事業等を通じて、会員団体に対する補助・補完機能を的確に果たすことができる。
- 少子高齢化が進み、行政ニーズも多様化している一方で、定数削減など行財政改革も進められている。行政運営の効率性や専門性の観点から効果の発揮が期待できる周辺地方公共団体間での共同処理方式である広域連携による組合の設置や行政機関等の共同設置（平成23年の地方自治法改正で対象範囲拡大）等の利用・推進が見込まれる。協会には、会員団体の円滑な税務行政への補助・補完等の事業を展開してきた中で、当該連携に向けたコーディネーターの役割が期待される。

- これまでも協会は、設立当初から今日に至るまで、定款に定められた目的及び事業を踏まえつつ、取り巻く環境の変化に的確に対応して、その存在意義を高めてきた。これからの協会は、これまで以上に、来たるべき社会における都・特別区・都内市町村の自主・自立的な税財政運営及び納税者サービスの向上に寄与していく。併せて、協会の持っている強みを発揮して、業務の受託等地方公共団体の補完機能を積極的に果たし、広く価値ある存在として認められることを目指していかなければならない。

- 協会は、これまで取り組んできた事業について、引き続き環境変化、行政ニーズ、効率性等の点から課題を整理し改善等を進めるとともに、中長期的な視点に立って、協会が担うことによって、一層効率的で効果的な事務執行が可能となりうる新たな事業の拡大を図っていく。また、協会の将来の事業を円滑に執行できる組織・人事体制への見直し等も大胆に進めていく。

- さらに、効率的な行政運営や地方公共団体の事務の補完を可能とする広域連携（一部事務組合、広域連合、協議会、機関等の共同設置等）の推進に向け、コーディネーターとしての役割を果たしていくとともに、全国を視野に入れた事業展開も積極的に検討する。

5 新たな経営理念に基づく事業展開

- 都・特別区・都内市町村の会員団体の税務行政への補助・補完組織として、財政基盤の確立に不可欠な税収入の確保を目指す。そのため、会員団体と幅広い連携を図り、経済のグローバル化、少子高齢化、税制改正やベテラン職員の大量退職などへの的確な対応と自立的な運営の実現に向け、努力し続けていく。

また、都の監理団体である協会は、都政の一体的運営を担う「都政グループ」の一員として、人材交流・育成を含めた幅広い連携を図るとともに、自律的な運営を進め、会員団体を強力に支えていく。

- また、税務に関する高い専門性や機動性を活用し、地方公共団体からの受託事業を円滑かつ効率的に実施することで、住民の信頼確保と住民サービスの向上に努める。

- 以上を踏まえ、私たちは協会の存在意義を高めるとともに、持続発展する協会を目指して、次の到達目標に向けて積極的に事業展開を行っていく。

公益財団法人東京税務協会は、地方公共団体における税務行政の円滑な運営に貢献すると同時に、持続的な税財政の確立及び住民の豊かで安定した生活の実現に寄与するため、地方公共団体を強力に支え、補助・補完する機能と、安定的な執行体制を強化していく。

第二 既存事業の成果の検証

1 地方税財政制度に関する調査研究

(1) 調査研究

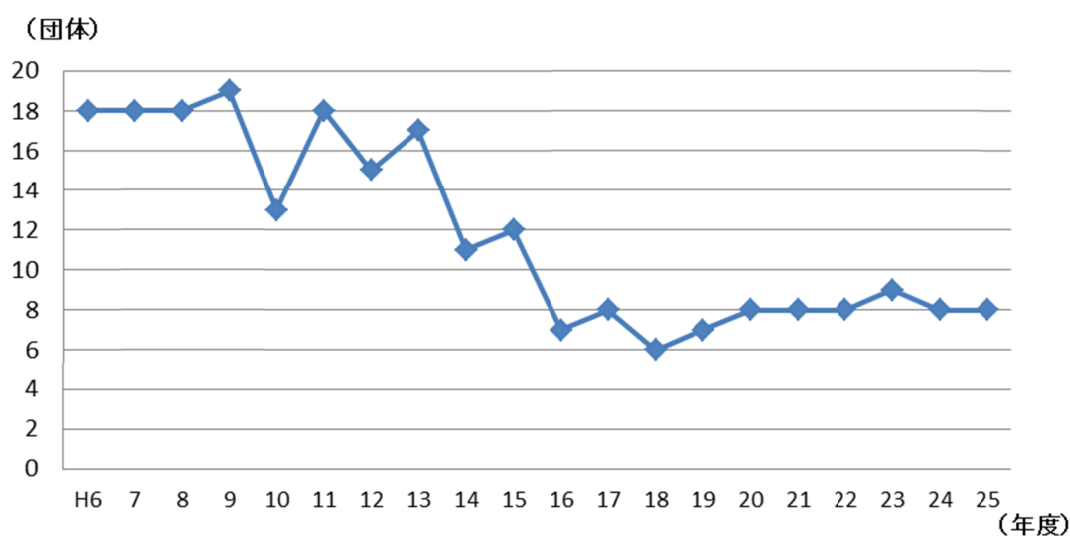
< 現状 >

協会設立目的の一つである地方税財政制度の調査研究を行うため、全国の地方公共団体における税務行政に関して、専門研究員や専門講師等の職員が実態調査を行い、その内容を「東京税務レポート」に掲載、発表している。

また、委嘱調査として、会員団体にとって有益な資料・情報を収集し、税務行政の効果的な運営に寄与することを目的に、会員団体税務関係職員が他団体の実情・実態を調査し、その内容を「東京税務レポート」に掲載、発表している。

この調査は昭和33年に4団体の調査を始めて以来、昭和63年度の22団体をピークに、平成16年度以降は6～9団体となっている。

図4 調査団体の推移



< 課題・方向性 >

調査研究の件数は減少傾向にある。また、現実的には各団体が調査員となる職員を選任することに苦慮しており、近年は年間計画の目安となる8団体を下回る場合も生じている。併せて、調査項目の選定についても、先進的な取組事例を探知することが困難となっている。

このため、今後は時宜に沿ったテーマを選定できる調査・研究体制などを検討する。

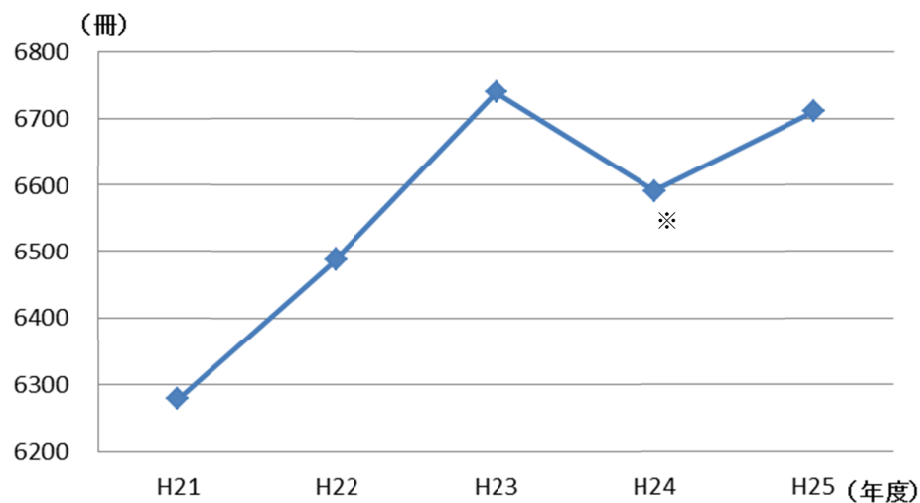
(2) 税務広報資料室の運営

< 現状 >

税務広報資料室は、税務職員の実務の参考資料としての活用と都民の税知識の普及等を目的に、平成3年10月、千代田合同庁舎8階に「税務資料室」として専門分野の図書等を約2,200点揃えて開設した。平成15年10月には、利用者の利便性の拡大のため、中野本部5階に移転するとともに「税務広報資料室」と改称して、約5,200点の蔵書等を揃え、リニューアルオープンした。

現在は、約6,700点の蔵書等を有し、税財政に関する国内外の専門図書、統計資料、論文、判例等の収集・整理に努めており、税務関係職員を始め研究者や学生及び一般都民に対して無料で閲覧に供している。

図5 税務広報資料室蔵書数の推移



※ 平成24年度は、限られたスペースの有効活用のため蔵書整理を行った。

< 課題・方向性 >

「シャープ使節団日本税制報告書」を始め特に地方税に関する貴重な文書・図書類を多数所蔵しているが、「税の専門図書館」として整備するには、十分なスペースが確保されているとは言い難く、また、現状として利用者は税務職員に限られている。

今後、目的や活用方法を再検討し、大学や大学院といった教育研究機関へのアプローチ等、積極的にPR活動を展開するとともに、資料の保管スペースの確保等に努める。

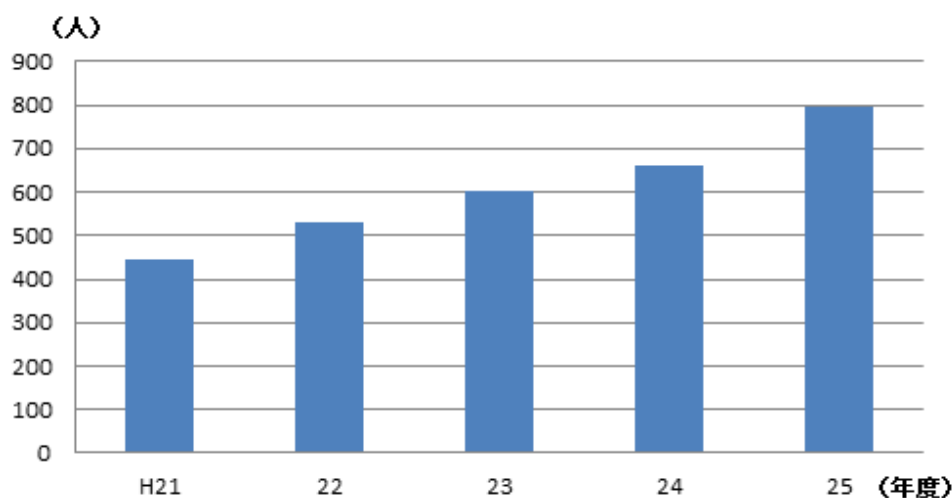
2 税務関係職員の育成

(1) 東京税務セミナーの開催

< 現状 >

地方公共団体の税務関係職員を対象に、税務の実践力向上を目指した事例研究中心のセミナーを開催している。税務部門の新任職員からベテラン職員まで幅広く受講できるよう、科目別、税務実務従事経験別（基礎・応用等）に様々なコースを設けている。セミナーに対する各団体の満足度は高く、受講者数は年々増加している^{※11}。また、東京での受講が困難な団体の要望を踏まえ、北海道日高地区での開催も実現しているところである。

図6 東京税務セミナー受講者数の推移



< 課題・方向性 >

今後も、各団体のニーズに応じていくため、受講者アンケートの回答や各団体の意見等を踏まえて構成や内容・教材等を充実させる。また、受講生が増加する一方で会場等の収容能力の限界もあり、実施会場や開催回数、他の遠隔地での開催等も含め柔軟に検討する。

※11 資料編 P44 「事業実績一覧（東京税務セミナー）」

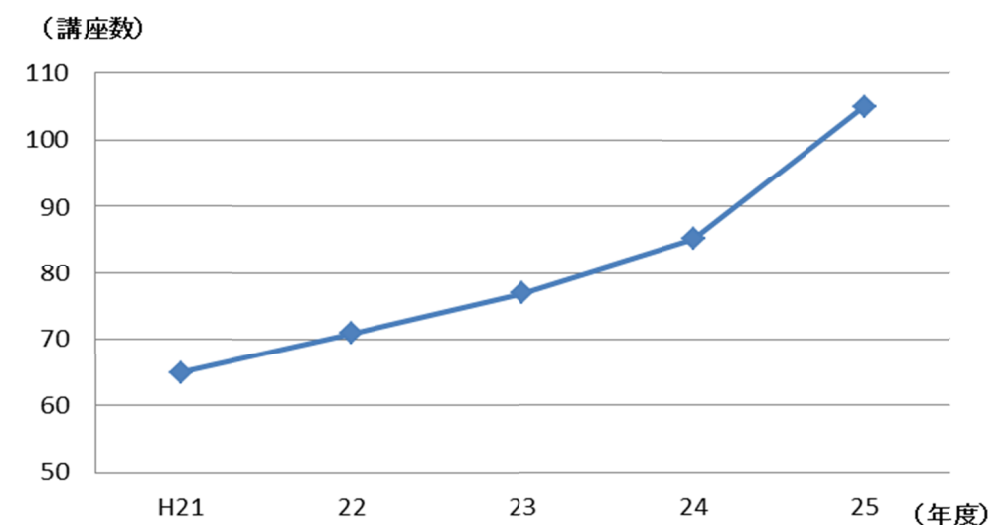
(2) 研修講師の派遣

< 現状 >

会員団体を含む各団体からの研修講師派遣依頼に基づき、協会の専門講師を派遣、出講するものである。地方団体にとって職場のニーズや課題に応じた実践的な研修を実施できるため満足度は高く、依頼件数は増加傾向^{※12}にある。

また、会員団体主催の研修のほか、東京都特別区職員研修所及び東京都市町村職員研修所主催の研修へ講師を派遣している。

図7 他府県研修講師派遣実績の推移



< 課題・方向性 >

近年、全国各地からの講師派遣依頼も増加してきており、時期によっては連続することや依頼が重複することもある。そのため、講師の健康管理に留意するとともに綿密なスケジュール管理を行うことにより、ニーズに相応しい研修内容の充実と、新たな講師の確保を含めた執行体制を検討する。

(3) 都主税局の研修業務

< 現状 >

昭和62年度から都主税局の委託を受けて、都税の事務に従事する職員を対象とした税務研修をはじめ、各種研修に関する業務を実施している。協会は、これまで蓄積してきた業務知識やノウハウを最大限に活かし、研修実施計画の策定段階から参画し、連携を密に円滑かつ適切に実施している。

※12 資料編 P44「事業実績一覧（研修講師の出講）」

<課題・方向性>

引き続き、研修講師の知識・技術の向上、及び講師間のノウハウの共有・継承、並びに研修内容の充実・向上を支援していく。

また、近年、規模が拡大しているIT関連研修の充実のため、設備・機器の導入等、研修環境の整備を検討する。

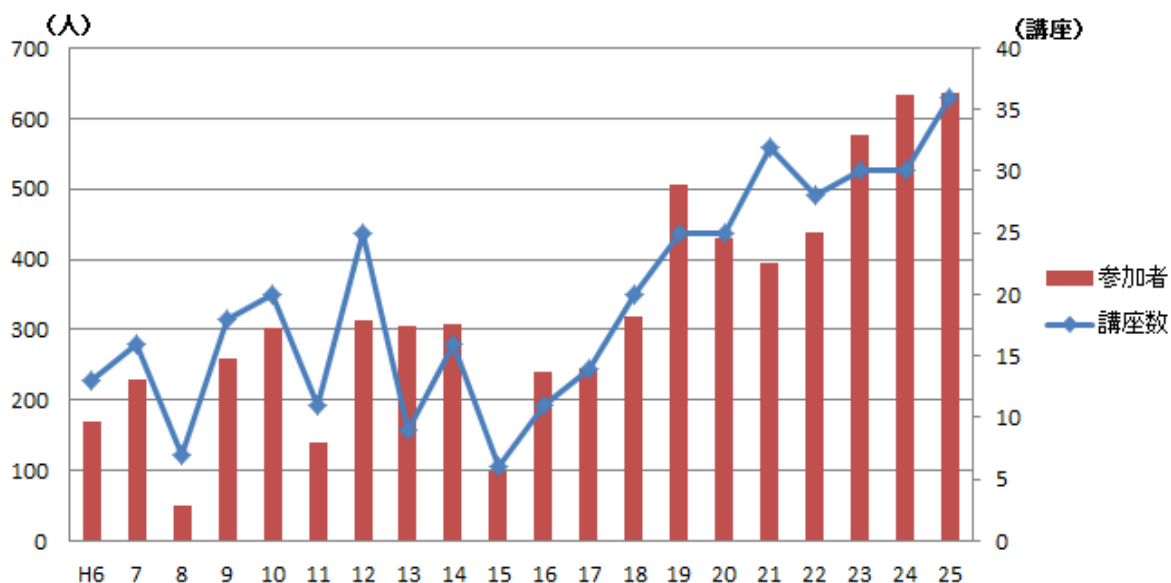
(4) 研修、講演会への参加機会提供及び支援

<現状>

都主税局職員研修及び都主税局主催の税財政講演会に、会員団体職員と主税局以外の都職員が聴講生等として無償で参加する機会を提供している。

なお、都主税局徴収部個人都民税対策課が実施する実務サポート研修においては、参加者募集、教材の印刷、会場の確保及び設営など実施面で協力・支援を行っている。

図8 主税局研修への参加者*数の推移



※ 会員団体の区市町村職員及び主税局以外の都職員の参加者

<課題・方向性>

参加機会の提供は、これまで会員団体職員の税務知識の向上に寄与してきた。

ただし、近年参加者が急増し、これに伴う受講スペースの狭隘化が進んでおり、受講環境の悪化の改善に向けた受益者負担の適正化を検討する。

(5) 税務実務の相談

< 現状 >

会員団体の税務職員や東京税務セミナーの参加者等を対象として、専門研究員及び専門講師が税務実務に関する文書及び電話等による質問や相談に、日常的に応じている。また、有益な内容については、「東京税務レポート」にQ&A形式で適宜掲載し、積極的にノウハウや知識の共有化を図っている。

< 課題・方向性 >

引き続き、税務実務の相談に適切に応えるべく体制を維持していくとともに、知識・ノウハウの蓄積・継承や会員団体等の実情把握に活用するため、質問・相談内容のデータベース化を検討する。

3 研究雑誌、図書等の発行

(1) 「東京税務レポート」の発行

< 現状 >

協会の機関誌として、地方税財政制度の調査・研究、会員団体等における税務事務の取組状況等を情報提供するため、年4回発行し、会員団体、道府県、市の税務担当課等に配布している。

< 課題・方向性 >

編集・発行に当たって現行では自主的な投稿が少なく、論文の確保が困難な状況にあり、寄稿論文の募集や収集方法を検討する。

(2) 図書の出版

< 現状 >

税務関係職員の専門知識の向上に寄与し、税務行政の円滑・適正な運営に貢献するため、実務の手引書・研修教材・図書等を出版し、販売している。当該出版物は、地方税実務に直結した専門図書として全国の税務関係職員に広く活用されている。

<課題・方向性>

引き続き、税務関係職員のニーズに応じた出版物を充実させるとともに、会員団体を含む多くの団体等の研修教材及び実務手引書として活用してもらうよう、販売戦略を検討していく。

4 税知識の普及啓発

(1) 都民対象講演会

<現状>

納税思想の普及促進を目的に、一般都民を対象として公開講演会を実施している。講演会では、外部講師による税に関する内容を含めた講演と併せ、納税PR用パンフレット等を配付し、内容の解説を行っている。

近年は、一般都民から広範な支持を得ている講演者を選定した結果、協会ホームページ等を通じて多数の応募があり、幅広い都民の参加を得ている。

<課題・方向性>

予算的、場所的制約がある中においても、納税思想の普及啓発という目的に相応しく、かつ集客力のある講演者を引き続き選定していくことが必要となる。講演者選定を計画的に進めるとともに、より多くの都民に周知できる広報手法についても、充実・強化を図る。

(2) 租税教育への協力

<現状>

税についての意識を高め、その役割を理解してもらうことを目的に、都内の学校教育における租税教育推進に協力して、各学校が実施する租税教室に協会の講師を派遣している。また、国税庁及び全国納税貯蓄組合連合会が実施する中学生の「税についての作文」コンクールに協力し、受賞作品を「東京税務レポート」に掲載している。

＜課題・方向性＞

租税教育における協会の役割を踏まえ、子どもから社会人に至るまで、段階に応じて税に親しめる機会を提供できる方策を検討する。

(3) 「納税キャンペーン」の実施

＜現状＞

地域住民等に対する税知識の普及及び納税意識の高揚を図ることを目的に、繁華街や駅等でパンフレット、チラシを配布するなど、税のPR活動を行っている。当事業は、平成22年度から東京納税貯蓄組合総連合会と共同して実施している。

＜課題・方向性＞

東京納税貯蓄組合総連合会との連携を密にし、内容の充実を図っていくとともに、限られた予算の中で創意工夫して納税PRに効果的なパンフレット等を作成する。

5 職員表彰

(1) 税財務関係職員功労者の表彰

＜現状＞

会員団体における税務等事務の円滑・適正な運営に資するため、会員団体の税務、財務関係職員のうち功績顕著で他の模範となる職員を表彰している。受賞者には表彰状及び記念品を贈呈し、「東京税務レポート」に所属及び氏名を掲載している。

＜課題・方向性＞

税務職員に対するインセンティブとしての役割を十分に果たしていると多くの会員団体から評価を得ており、表彰内容、条件、規模等については時宜に合わせた必要な検討を行いつつ、引き続き事業を継続する。

(2) 優秀論文の表彰

< 現状 >

「東京税務レポート」に1年間に掲載された論文のうち、優れた作品を審査し、税財務関係職員功労者表彰に併せて表彰している。

< 課題・方向性 >

税務職員のモチベーション向上に寄与しており、引き続き事業を継続する。

6 自動車税等に関する事業

(1) 自動車税事業所、豊島事業所、自動車税コールセンター

< 現状 >

東京都内の自動車税事務所における申告受付等の一部業務について、昭和60年度から受託を開始し、平成19年度からは申告書の照合等の業務を受託するとともに都税総合事務センター内に豊島事業所を新設した。

また、平成25年度からは自動車税に関する電話問い合わせに対応するため、新たに設置された「自動車税コールセンター」の運営も受託している。

< 課題・方向性 >

自動車二税を取り巻く状況は不透明であり、今後の動向を予測することは難しい。こうした中で、税制改正等の動向を注視するとともに、自動車税コールセンターについては、ピーク時以外の期間の有効かつ効率的な活用に向けた、発展的な組織体制や方向性などを検討していく。

(2) 普及啓発事業

< 現状 >

自動車税事業所において、税に関するポスターやパンフレットを掲示、設置するほか、来所者に対して地方税に係る制度や納税の仕組み等について理解と協力を求めるなど、税知識の普及啓発を行っている。

< 課題・方向性 >

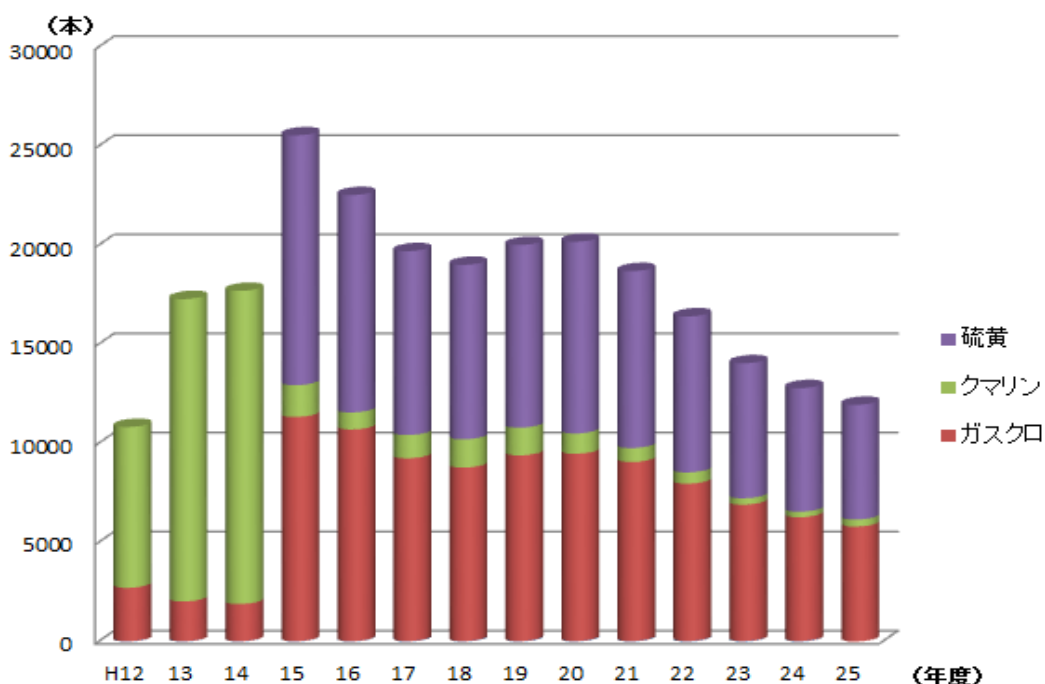
引き続き、窓口職員等の税知識や接遇能力の向上を図るとともに、普及・啓発方法等について一層の充実を図っていく。

7 軽油分析事業

< 現状 >

昭和61年から都主税局の委託を受け、軽油分析の事業を行っている。現在は東京都のほか、他道府県からの分析も受託し、分析結果は軽油引取税の課税の適正化や不正軽油の防止、犯則取締の基礎資料として活用されている。このことにより、不正軽油事案の発生抑止に貢献するなど確実な実績を残している。具体的には、クマリン分析、ガスクロマトグラフによる分析及び硫黄分析を行っている。

図9 分析本数の推移



< 課題・方向性 >

現在、軽油分析作業は少数精鋭で行っているが、機械操作や試薬の使用、判定には特有の知識・技術を要することから、こうした技能を有する人材の確保が課題となっている。また、近年は不正軽油対策の効果による混和検出率の低下や地方公共団体の自主検査機器の導入などを背景に受託件数が減少傾向にある。

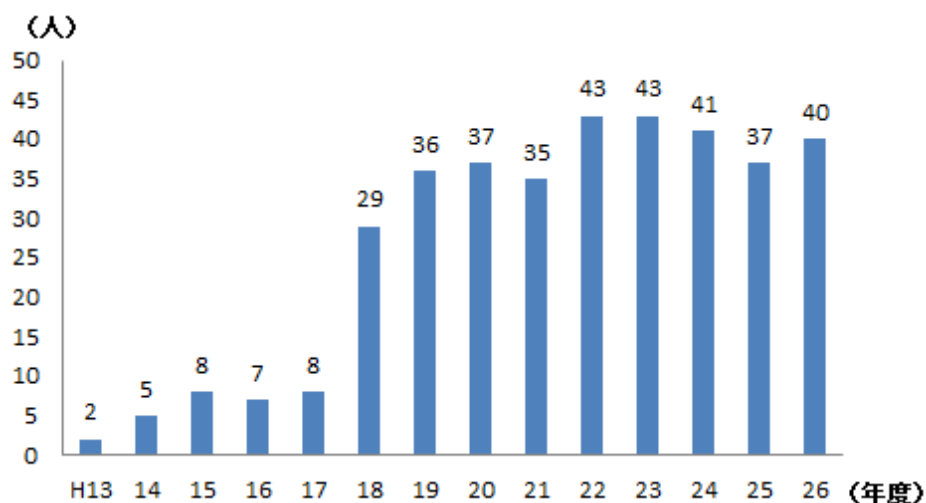
そのため、職員の計画的配置や異動、繁忙期の応援体制の実施など、柔軟な執行体制を構築していくとともに、他道府県からの受託拡大に向けて効果的なPRを実施するなど、今後の軽油分析業務の需要等を的確に見極めていく。

8 人材派遣事業

< 現状 >

税務行政等における効率的運営などに寄与することを目的に、税務知識・実務経験が豊富な協会職員を要請があった団体へ派遣している。平成13年度に一般労働者派遣事業許可を取得して事業を開始し、平成18年度からは税務担当部署の他、国民健康保険料(税)の徴収担当部署への派遣も実施している。平成26年度は19の団体に派遣している。

図10 派遣職員数の推移



<課題・方向性>

本事業には、税務実務に精通した経験豊富な職員が不可欠であるが、こうした職員の確保が困難になりつつある。このことから、税務実務経験者等を継続的・安定的に確保できる体制づくりが課題となっている。

したがって、各団体の需要や景気動向を踏まえた職員の処遇改善等を講じて安定的な人材確保を目指すとともに派遣職員に対する研修会の実施や相談窓口の充実等により、人材育成及び就業環境の整備を図る。併せて、労働者派遣法の改正動向を注視し、適切に対応する。

9 都税事務所の電話交換事業

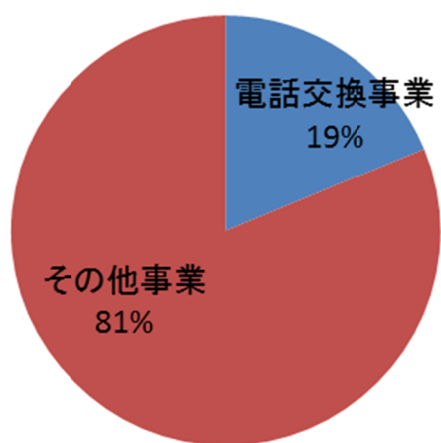
< 現状 >

昭和62年度より業務を受託してきたが、都における電話交換業務の集中化方式への段階的な移行に伴い、平成27年度で受託が終了する予定である。

< 課題・方向性 >

引き続き、本事業を適切に実施する。

図 11 事業収入に占める電話交換事業の割合（平成 25 年度）



第三 新たな事業の開発と展開

- 平成18年7月に発表された東京都の「行財政改革実行プログラム」では、「都が直営で業務を執行するより、効率的なサービス提供が可能である団体は、都の執行体制の再編などを踏まえながら、都からの事業移管や受託拡大などを積極的に進め、行政の支援・補完機能を拡大します。」としている。

これに基づき、東京水道サービス(株)、東京都下水道サービス(株)は、都が事業の根幹業務(コア業務)に特化することに合わせ、水道施設や下水道施設の管理運営に関し、専門的技術を活かしつつ都と密接に連携して行うべき業務(準コア業務)について、都から受託拡大などを積極的に進めた。また、(株)PUC、(財)東京都環境整備公社、(財)東京都道路整備保全公社、(財)東京都新都市建設公社についても、同様に行政支援や補完機能の順次拡大が行われた。

また、平成22年9月に発表された「東京都監理団体^{※13}活用方針」では、「都は、都政を支えるパートナーである監理団体の活用を一層進め、機能的で柔軟な都政運営を実現して」いくこと、「これまで都が直接実施していた業務の中で、監理団体に移管することによって多様なサービスの提供、サービスの質の維持・向上や柔軟な経営など運営の高度化が図られる業務」について、監理団体を活用していくことが明記されている。

- しかし、税務行政の分野における唯一の監理団体である協会は、現時点で自動車税事務所等業務、自動車税コールセンター業務が委託されているに留まっている。

一段と多様化する納税者ニーズに的確に対応していくためには、一層効率的・効果的に業務を推進していかなければならない。会員団体である都・特別区・都内市町村と民間の立場を併せ持つ監理団体との役割分担も見直しが進められており、会員団体を支えるパートナーである協会が高い専門性と機動性を生かし、活躍できる場面も拡大傾向にある。

※13 都が出資等を行っている団体及び継続的な財政支出、人的支援等を行っている団体のうち、全庁的に指導監督を行う必要があるものをいい、原則として次のいずれかに該当するものをいう。

①都が基本財産に出資等を行っている公益法人等、②都が資本金の25%以上出資している株式会社、③その他特に指導監督を必要とする団体

- 協会は、税務行政の支援や補完機能を担うことができる都内唯一の団体であり、こうした委託拡大の受皿として、都・特別区・都内市町村の税務行政を支援し補完する役割を十分に果たしていかなければならない。
- そのためには、人材の確保・育成を図りながら業務を受託できる組織体制を整備していかなければならない。また、税務行政に求められる公平性・適正性の確保や個人情報保護への十分な配慮を行いつつ、監理団体として効率的で柔軟性のある顧客満足度の高い業務運営を追求していく。
- 協会は、新しい時代への確かな展望による、以下の事業化や開拓・開発の検討に取り組む。

1 会員団体の補完機能の充実

(1) 固定資産税（家屋）における評価に関連する補助的な業務の受託

ア 区部

固定資産税（家屋）の課税に当たっては、早期評価及び早期課税を実現すべく業務執行のスピードアップが求められている。そこで特別区内の一定規模以上の家屋の部分別評価事務に関する補助業務の受託について検討を進める。これにより固定資産税賦課事務が円滑に行われるよう支援していく。

イ 市町村部

上記アと同様に、例えば都内市町村に建築された大規模家屋などの早期評価への支援を行っていく。

また、各団体の家屋評価業務における課題の解決や補完を行うために、知識・経験が豊富な会員団体等のOB職員を活用し、会員団体の税収確保に寄与することを検討していく。

ウ 家屋調査の支援

家屋の調査は、効率的な事務運営による早期評価と評価精度の向上が基本であり、その実現には適正な評価ができる的確な調査技術（広範な知識及びそれ

に裏付けられた識別眼) と評価内容を納税者が理解することができる明確な説明責任が求められている。

一方、会員団体はより一層簡素な組織体制を求められており、家屋評価に求められるこうした要請に応じていくためには、税務実務に豊富な知識と経験を有する協会がOB職員を活用して業務を分任し、もって会員団体が効率的・効果的に責務を果たし得る体制について、その手法を検討する。

(2) 固定資産税(土地)の住宅用地・非住宅用地認定

現在、土地に関する住宅用地・非住宅用地の判定は現地調査などによって認定作業が行われている。調査対象は各団体が管轄する地域全体であり、筆数も膨大である。このため、限られた人員・期間で行うには、各団体では効率的な調査や調査精度の向上に向けて多くの課題を抱えている。

この認定調査業務を精査し、協会が有する専門技術・知識を活かすことができる受託方法を検討する。

(3) 固定資産税(償却資産)の調査

償却資産の取得や廃棄等は土地・家屋と異なり、登記による捕捉が困難であるという特徴がある。そのため、適正な賦課課税を実現することができる調査が不可欠である。

償却資産申告書の適否や未申告者・未申告資産の捕捉等の調査を検討する。その際、固定資産税(土地あるいは家屋)調査と並行して実施できる調査の可能性やその手法について検討する。

(4) 窓口及び証明書発行事務

全国の団体では、事務の効率性と住民サービスの向上を目指した業務運営に努めており、申請書の提出や証明書の発行など各業務の総合窓口化やワンストップサービス等の導入が進められている。

これらについては、接客に優れた民間のノウハウを活用するなど、窓口業務の質を維持・向上させることが重要となる。

協会が受託する自動車税事業所においては、個人情報等の保護及び事故防止等について、税務職員と同水準の質と精度の向上を図っている。また、窓口において申告指導や納税相談にも対応できる人材を有しており、これらは他の民間企業にはない協会の強みである。

今後、会員団体等において各種税目に係る申告書・申請書類の受付・相談、証明発行などの窓口業務について、これまで培った実績・強みを発揮し、各団体のニーズに応じた環境整備を図っていく。

(5) 証明書発行センター（仮称）の開設

各団体では、納税者等からの郵送による証明書交付申請の受付及び証明書発行を行っている。この郵送による申請処理を窓口での受付事務と分離することで、日々の事務を効率的に進めることができる。

この郵送受付分の証明書等発行業務の円滑な事務処理を行うために「証明書発行センター（仮称）」の設置が考えられる。この場合は証明書発行事務からセンターの運営までを一括して受託することにより、証明書発行事務において各団体の効率的な事務運営に寄与する。

(6) 地方税コールセンター（仮称）の設置

受託事業の一つである自動車税コールセンターの経験を活かし、税目の拡大や口座振替に関する対応、納税しようようの実施等、受託事業の拡充を図り、もって各団体に対する補完機能の強化を検討する。こうした業務を進めることで、納税意識の高揚を図るとともに、納期内納税の推進に寄与し、税務行政への更なる貢献を目指す。

(7) 税務関係電算入力業務

正確かつ効率的な事務処理が求められる中で、税務職員一人ひとりの「税務力」の強化を図ることが課題となっている。そのため、賦課徴収権を伴わない定型的・単純反復的な事務である税務関係電算入力作業を切り離すことにより、中核的・創造的な業務に純化することも一つの方法である。

協会が受託する自動車税事業所等では、既に申告書等のシステムへの入力及び照合を実施しており、こうした能力を有する協会の人的資源を活用するための環境を新たに創り出していく。

(8) 市部における事業所税調査業務の受託

各団体は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てることを目的とする事業所税について、公正・適正な申告制度を確保する必要がある。こうした観点から、実務調査についての知識・経験が豊富な職員を有する協会が事業所税の申告書の確認及び現地調査業務を受託し、もって各団体の税込確保及び適正申告に寄与することを検討する。

(9) 自動車税関連業務の受託の拡大

現在、都における自動車二税に関わる事務は、都税総合事務センターと自動車税事務所で分掌して執行されている。協会は、昭和60年度から自動車税事務所業務の一部受託に始まり、平成12年度の本格受託を経て、平成25年度からは協会固有職員による完全受託に至っている。

この実績を踏まえ、自動車税関連業務の一層の受託拡大を検討していく。

2 自主事業の新たな展開

(1) 一般向け租税講座の開設（税知識の普及啓発活動）

協会の設立趣旨にもある税知識の普及啓発事業を更に充実させていく。その一環として学生、社会人など広く一般都民を対象とした租税講座を開設する。税を身近なものとして、わかりやすい講座となるように努める。

その際、税制改正など時宜に応じた演題の採用や対象者別の開催といった工夫を行い、納税協力団体及び地縁団体などの要望も反映させ、地域に密着した税知識を提供する。また、受講者募集方式による公開講座の開催や地域センターなどを利用した講師派遣による出前講座等を実施する。納税思想の啓発を進めることで「暮らしに街に生きる地方税」の社会づくりに寄与していく。

(2) 研修講義の映像化等

毎年開催している東京税務セミナーは、多様なニーズに応え10のコースが設定されており、全国から多くの税務職員が受講し好評を博している。また、都受託研修の実施や他団体への講師派遣など数多くの講義や演習等の実績がある。

しかし、これらの研修などに参加できない税務職員への対応や参加者が所属団体において還元研修を行う場合に活用できる教材などの要望もある。

以上のニーズに応えるため、協会講師陣の講義内容を映像化し、DVD等電子媒体に記録し、それらを各団体向けに販売することや、インターネットを活用したeラーニング等の検討を進める。

(3) 税務に関する検(認)定制度の実施

近年、事務に精通したベテラン職員が大量退職していく中で、知識・ノウハウの継承が課題となっている。このために、税務実務に関する分野別の検(認)定制度の実施を検討する。

これは、難易度の高い事案処理に対応できるスキルレベルやOJTの能力など税務事務遂行力を客観的に測ることを目的とするものである。

受験者自身が自己の強みや弱みを知ることができ、更なる自己研鑽に励むことで、スキル向上と専門知識の深化が図られる。

この制度により、受験者にとってインセンティブとなるよう制度のネームバリューを高めるとともに、実益を伴う検(認)定制度となるように設計することで、職員の人材育成と組織の効率的な人員配置の一助になる。さらに、将来的に対象を広く一般都民に拡大することも検討する。

3 事業展開に向けた環境整備

(1) 執務スペースの確保

これまで掲げた新規事業を受託し実現するには、事業の独立性や主体性を維持するための事務室等の執務スペースの確保も重要である。

そこで、より一層効率的に業務運営を進められるよう、必要に応じて事務室等の確保や拡大に努めていく。

(2) 業務遂行体制の整備

これまで掲げた新規事業を実現するためには、受託事業、自主事業ともに協会内の組織体制の見直しが不可欠である。

今後、次項第四に述べるとおり、既存事業の検証・発展、及び新規事業の企画・実施に当たって、実施予定時期を見据えて綿密な計画を立てるとともに、協会内の業務遂行体制整備に向けて検討していく。

第四 協会の体制

1 組織体制

- 設立時における協会の事務局は東京都主税局総務部の事務室に併設されており、昭和59年度までは協会の職員数は2名であった。昭和60年度から自動車税事務所（5所）の一部業務を東京都から受託したこと、また翌昭和61年度からは軽油分析業務を受託したことにより、職員数は8名となった。
- 昭和62年度から都税事務所の電話交換業務及び主税局の研修業務を受託することにより、事務局内に管理係・事業係の2係及び研修講師を配置し、昭和63年度からは専門研究員を配置したこと等により、職員数は10名となった。
- 平成10年度から平成12年度にかけて、都派遣職員による自動車税事務所業務を段階的に廃止し、協会職員による業務実施に移行することとなり、平成10年2月に定時職員を採用する初めての選考を行った。

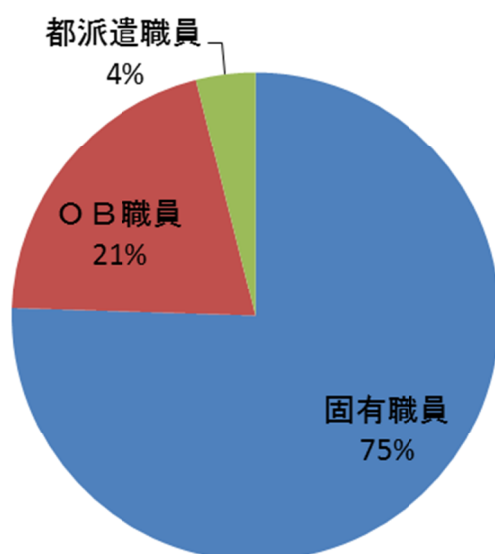
この頃、中野本部の組織も総務課のほか、事業課・研修課を配置することになり、現在における協会の組織の原型が出来上がっている。このような経緯により、平成13年度には職員は168名へと増加した。
- 現在の協会職員は、中野本部に総務課・事業課・教務課の3課を配置し、軽油分析室、各自動車税事務所内及び都税総合事務センター内にある6自動車税事業所並びに自動車税コールセンターのほか、都税事務所の電話交換室15所において業務を遂行し、平成26年4月1日現在で職員数は205名（人材派遣職員を除く。）となっている。
- 今後、既存事業の検証及び新たな事業の開発と展開を踏まえ、協会事業の発展に見合った組織体制を検討していく。

2 人事体制

(1) 概要

- 協会では、税知識及び業務経験を豊富に有する都主税局を中心としたOB職員、都主税局からの派遣職員及び自動車税事業所を中心とした独自採用職員が、それぞれの長所を活かしながら業務運営に取り組んでいる。様々な課題に迅速に対応できる執行体制を維持・発展していくためには、多種多彩なバックグラウンドを持つ職員が専門性を発揮しつつ、高いモチベーションを保ち業務運営に当たることのできる人事制度の構築が求められている。

図 12 協会職員の構成比



(2) OB職員の活用に向けた課題

- OB職員に関しては、団塊世代の大量退職のピークが過ぎ、豊富な税務経験を有する職員数が減少している。また、都においては再任用職員の本格的活用が進み、フルタイム勤務での任用が基本となったこと等により、職員確保がますます困難となっている。

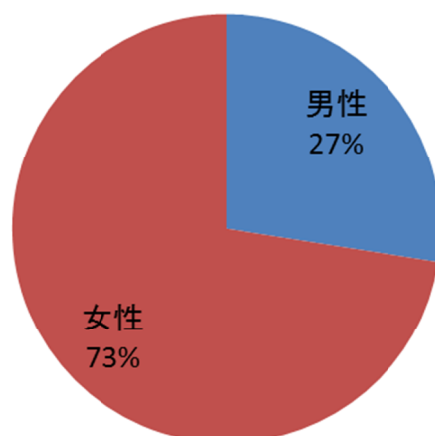
年金一元化の影響も考慮し、知識経験の豊富なOB職員の確保に向けて処遇改善も含め、より一層働きやすい職場環境の提供など、引き続き幅広く検討していくことが必要となる。

(3) 独自採用職員の人事制度変遷及び現状

- 独自採用職員については、協会事業の多くを受託業務が占めていることなどにより、有期契約による活用を行っているところである。
- 自動車税事業所において、採用を開始した平成10年度時点での職員数は30名であったが、段階的に採用数を増やした結果、平成12年度には89名となった。その後、平成14年度からは申告納税業務のほとんどを協会が受託し、平成19年度に豊島事業所を設置、平成25年度に自動車税コールセンター業務を受託する等事業規模が拡大し、平成26年度時点で職員数は123名、うちOB職員を除く独自採用職員は103名となっている。

また、こうした職員の多くは女性であり、子育て等各々の抱える事情との両立を図りながら、概ね期間満了まで勤務している。協会では、既に育児休業取得時の配置措置及び休暇制度の充実等により、働きやすい環境づくりを進め、ワークライフバランスの実現に寄与しているところである。これからも、全ての職員がより一層働きやすい職場となるよう、勤務条件の改善に向けた検討を進めていく。

図13 自動車税事業所における職員の割合



- 採用を開始した平成10年度における独自採用職員の人事制度は、契約期間は最長5年間とし、勤務時間は1日6時間・週30時間であった。

○ 平成18年度に、上席・主任選考を導入し、任用・給与面での抜本的な改正を実施した。また、主任選考合格者に対しては将来的には係長への道を開くこととした。これは、職能給の考え方を導入してモラールアップを図るとともに、各事業所において自動車税等に係る専門知識の継承を円滑に行える環境を整備することで、協会の中核を担う職員の継続的な雇用を図ることを目的としたものである。

○ 平成22年度に、契約期間を最長6年間とするとともに、主任在籍者に対して係長選考を実施し、合格者の契約期間を最長9年間延長することで、合計14年間の契約期間となる大幅な制度改正を実施した。

係長級への昇任により長期にわたる就業機会を得られることなどから、職員のモチベーション上昇につながるとともに、専門知識・経験の深化による組織運営力の強化に資することになり、事業の安定的運営に寄与することが期待された。

○ しかし、平成24年度に成立した改正労働契約法により、人事制度の大幅な見直しを迫られることとなった。改正により、5年を超えて有期労働契約が更新された場合、職員からの申込みにより、期間の定めのない無期労働契約に転換することが規定された。この結果、協会が人事制度を改正しない場合、大量の無期契約職員を抱えることになる。

○ この対策として、自動車税事業所においては平成25年度以降の契約期間を最長5年間とする当面の人事制度改正を実施した。これにより、大量の無期契約職員を雇用することを回避することはできたが、同時に契約期間が制限されるため、職員のモチベーションが低下するとともに、必要な知識・技術の継承が難しくなるリスクが発生した。これらの課題への早急な対策を迫られることとなった。

○ 平成25年度に、課題解決に向けて再度の人事制度改正を実施した。内容は、経験者採用の制度化（キャリアリターン）である。

それまでの人事制度においては、一旦、契約が満了した職員の再度の雇用は原則行われず、育成した職員をみすみす放出することとなっていた。そのため、契

約期間は最長5年間にとどめ、満了から一定期間経過後に再度選考し、雇用できる制度を導入した。この制度により、空白期間は発生するものの、職員は長期にわたって勤務が可能となることで、モチベーションを維持しながら知識・技術の継承ができる。職員の再活用による安定した業務運営が実現した。

- その他、独自採用職員の人事制度上の課題として異動の硬直化がある。

自動車税事業所に勤務する独自採用職員の多くが、職場から比較的近接した地域に居住しており、また家庭等の様々な事情を抱えていることなどから、事業所間の異動が困難である。地域間のアンバランスを解消するためには、人事異動を行って対応することになるが、自動車税事業所は都内の広範囲にわたって立地しており、通勤時間の関係等から適格な人員配置の実施が困難になっている。

勤務先が都内に偏在する自動車税事業所のみである現状では、この課題を抜本的に解決するには限界があり、新たな勤務先の確保に向けて、新規事業の拡大等を検討していく必要がある。

(4) 協会が描く人事制度の将来像

- 以上のとおり、協会は多種多彩なバックグラウンドを持つ職員によって運営されており、今後、時代に即応できる人事制度を設計し、有能な職員を雇用できる一層魅力ある協会を創っていく必要がある。

会員団体の税務行政の円滑な運営に貢献することが今後ますます求められていく中、将来の協会を担う人材を雇用・育成していくために検討すべき主な課題は以下のとおりである。

- 1点目は、職員の契約期間の再検討である。

OB職員については、供給元である各団体が団塊世代の大量退職による税務実務に習熟した職員の減少、及び都の再任用制度の改正等により、協会の円滑な運営に不可欠な人材の確保が困難となっている。

今後は、高度な専門知識・技術を要する職は、退職年齢の弾力化を検討し、併せて、フレキシブルな勤務時間や体制についても整備する必要がある。

独自採用職員については、現在は労働契約法で定める契約期間は最長5年間となっており、一旦退職すると再度就業するまで期間の空白が生じ、また、再度勤務できる保証はない。

今後、経験者採用（キャリアリターン）を経た業務に精通した職員は、有期契約に関わらず、必要に応じ継続して雇用し、固有職員化することも視野に入れ検討していく。

同時に、将来的には管理職登用も見据え、事業の柱となって協会運営を担う人材の育成を進めていく必要がある。

○ 2点目は、人事給与制度の再検討である。

現行では職ごとに人事制度が細分化され、人事給与制度もそれぞれの職に応じた運用となっている。しかし、新たな事業展開に合わせて、現行の人事給与制度を、より一層分かりやすく簡素かつ柔軟で実践的な仕組みとすべく、再構築していくことが求められている。

具体的には、職員の採用形態により異なっている給与制度を一本化し、公平公正で簡素な仕組みにすることを検討する。これにより、新たな事業展開を図っていく上で不可欠な職員一人ひとりのモラルアップに資することが可能となる。

また、そのための人材育成策として協会独自の集合研修についても、実務別及び職層別に検討する。

○ いずれにしても、多様で有能な人材を活用することにより円滑な事業の推進を確保することができる。安定的な人材確保が不可欠な協会は、時代の変化により柔軟に順応できる人事制度の構築に向けて、これまでの経緯を十分に踏まえつつ、新たな事業運営に向けて不断の検討を進めていく。

第五 将来の検討課題

- 中長期的（2020年まで）な視点に立った事業展開、組織・人事体制の検討は、第二から第四に述べたとおりであるが、さらに将来に向けて検討すべき課題として、以下の2点がある。

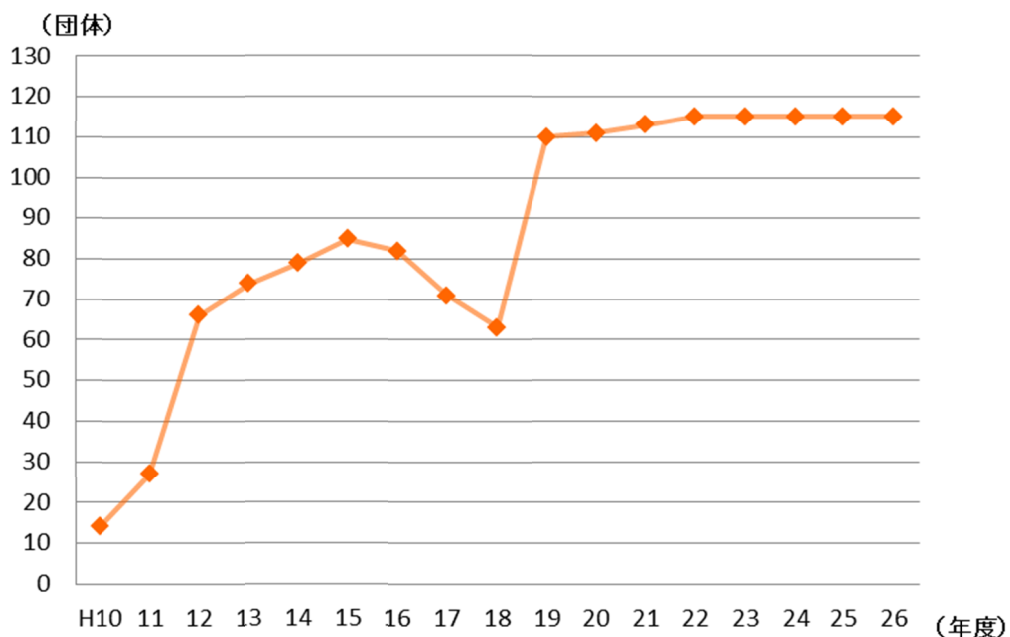
1 広域連携（税務事務の共同処理方式）の一翼を担う協会

- 地方自治体間の事務の共同処理については、交通網の発達等による日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・複雑化、事務処理体制の一層の効率化の要請等を背景に、これまで種々の部門で活用されてきた。

今後、更なる人口減少・高齢化社会の進行が想定されるなかで、限られた行政資源の活用のために、事務の共同処理が重要な課題となっている。

- 地方自治体が広域に連携することにより、事務をより適切かつ効率的に処理するための制度として、地方自治法上、一部事務組合及び広域連合、協議会、機関等の共同設置並びに事務の委託など、多様な事務の共同処理方式の仕組みが設けられている。この他、地方自治法に基づかない実情に応じた協力、例えば、「職員相互併任や協定による任意組織」を設置して事務の共同処理を行う方法等も、近年地方税の滞納整理部門など様々の領域で活用されている。

図 14 広域連合数の推移



- 平成21年6月、第29次地方制度調査会「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」では、以下の提言がなされた。

平成11年以来、行財政基盤の強化の手法の一つとして進められてきた市町村合併特例法は平成22年3月末で一区切りとなっている。一方、大都市圏においては、市町村合併の進捗度が低く、人口密度が高く面積も小さい市町村が数多く存在しており、広域連携による高い効率化効果が期待できる。このことから、今後の人口減少・少子高齢化の進行や厳しい財政状況を踏まえ、事務処理の共同処理方式による周辺市町村の広域連携の仕組みの一層の活用がされるよう、制度の見直しが必要である旨の内容である。

- そこで、平成21年7月、総務省に「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会」が設置された。

この研究会の報告書を受け、平成23年5月の地方自治法の改正では、機能的な共同処理方式の一つである機関等の共同設置できる対象を「委員会や附属機関及び職員」から「議会事務局、行政機関、長の内部組織、委員会又は委員の事務局、議会の事務を補助する職員」まで拡大した。

この結果、地方公共団体のほとんどの執行機関等が共同設置の対象となり、広域行政・広域連携の一層の活用に向けて保障する制度となった。

- さらに、平成26年5月30日に公布された地方自治法の一部改正では、「連携協約制度」^{※14}や「事務の代執行制度」^{※15}が創設された。これは、現行の事務の共同処理制度について、例えば、一部事務組合や協議会は迅速な意思決定が困難であること、また、機関等の共同設置については、中心的な役割を果たす自治体の負担が大きいこと等の指摘を踏まえ、より弾力的な広域連携の制度を設けるため追加されたものであり、団体間の広域連携が一層進めやすくなった。

※14 地方公共団体は、他団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分断を定める「連携協約」を締結できる。

※15 地方公共団体は、その事務の一部を、当該団体の名において、他の地方公共団体の長等に管理・執行させること(事務の代替執行)ができる。

- 一方、会員団体である特別区・都内市町村の多くは、税務事務を執行するに当たって、①税のスペシャリストが育たず、人事異動により税務に関する専門知識や技術・ノウハウが継承されない、②時代の変化により専門性・複雑性が増しており、団体単独の努力では適正・公平な賦課徴収に限界がある、③住民に対する密着性から滞納処分が困難である、等の問題がある。

これらを解消するためには、専門性や効率性の向上等が期待できる広域連携（税務事務の共同処理方式）がその有効な手法の一つとなっている。

- 平成19年度に行われた所得税から個人住民税への税源移譲やリーマンショック後の厳しい財政状況などを背景に、特に個人住民税について共同処理により滞納整理部門の徴収体制強化を図っている団体も増加^{※16}している。滞納整理部門については、税務部門の中でも一定のノウハウが求められることや法に基づく強制的な措置を地域横断的に執る必要があることなど、共同処理に適していると考えられる。

- しかしながら、会員団体においては、その有効性を理解しつつも、税務に関する広域連携（税務事務の共同処理方式）がほとんど進んでいない現状がある。

これは、広域連携に対する理解不足、設置手続の煩雑さ、調整役（コーディネーター）の不在等がその理由と考えられる。今後、人口減少・少子高齢化の進行等の中で、厳しい財政状況の下、定数削減など行政改革も一層進められていくこと等を考慮すると、今後の会員団体における事務処理のあり方については、少人数で今まで以上の効果を発揮する方策として、「税務事務の共同処理方式」の導入が重要な課題になってくる。

- 平成16年度、都・特別区・都内市町村が連携しながら個人都民税の徴収率向上をめざす新たな取組として、都主税局徴収部に個人都民税対策室（課）が設置された。個人都民税の徴収対策は、都及び都内区市町村がそれぞれの地域特性を踏まえて創意を凝らして取り組んでいるものの、地域的な限界があり、流動性の激しい首都東京にあっては、広域的・一体的な取組が一段と重要な課題となって

※16 資料編 P60「地方税事務共同処理の状況」

いる。また、徴収手続等において、共通性を有する国民健康保険料（税）との一体的な対策も必要となっている。

○ また、滞納整理部門を越えて、税務部門全体に共同処理を活用することも考えられる。一定のルールに基づいて公平で客観的な執行が求められる領域であり、定型性が高い事務であることから、固定資産評価など専門的な事務は共同処理に適している。

○ このような状況の中、会員団体における円滑な税務行政への支援や地方財政の確立に向けての貢献等を存在意義としている協会には、これまで積み上げてきた実績等から、広域連携（税務事務の共同処理方式）に向けてのコーディネーターの役割が強く求められてくる。

そのため、会員団体の税務行政における現状と課題等を把握しつつ、今後、その実現に向け、協会がどのように貢献し、またどのように役割を果たしていけるのか、協会の機能拡大に併せて検討していく必要がある。

2 全国に事業を展開する協会（長期的視点に立った事業戦略）

○ 現在協会では、会員の他に全国の団体も対象とした事業として、①東京税務セミナーの開催、②税務職員研修への講師派遣や出講、③実務上の税務相談等を行っている。また、協会が保有する税務に関する専門知識・技術を活用して、地方税に関する専門図書を発行し、全国からの注文に応じている。また、協会の機関誌である「東京税務レポート」は、他道府県・市にも無償で配付するなど、いずれの事業も年々実績が増えており、全国の団体から高い評価を得ている。

○ これらの事業は、都主税局の先進的な取組に関する報道等により、都主税局の動きが全国の団体の注目を集めている中で、当該取組に従事した経験を有する都OBの協会専門講師に対する期待が高い。また、講義内容や出版図書の記述が極

めて実務に即したものであり実践的実務処理能力の向上が期待できることなどから、当該講師の派遣要望や研修受講希望等の増加に繋がっていると思われる。

○ また、平成13年度から実施している「人材派遣事業」では、税知識・経験の豊富なOB職員を派遣して多くの実績を挙げており、会員団体から多くの派遣ニーズがある。加えて、近年、都外の団体からも派遣の依頼があるなど、好評を博している。特に、徴収部門の経験が豊富なOB職員は、税のほか国民健康保険料（税）等にもその範囲を拡げており、今後、このような傾向は一層続くものと予想される。

○ 協会は、これまで税財務関係スペシャリストを専門講師等に多く擁してきた強みを発揮して、地方税務行政に関する専門機関として、様々な事業を通じて会員団体をはじめとした地方自治体の円滑な税財政運営や納税者の利便性向上等に貢献してきた。

このような団体は、全国にも例がなく、協会に対するこうした機能・役割を全国から一層求められてくることは、予想に難くない。

○ 今後、協会が全国の自治体から期待される存在として歩んでいくには、そうした展開を基礎から支えていく税務専門スタッフの安定的な確保や一層の財政基盤の強化が不可欠である。

さらには、定款の変更や内閣府による公益認定等、多くの手続面での課題があることも踏まえた上で、会員団体へのサービスを維持・向上しつつ、全国の地方自治体からの強い要望・期待に的確に応える全国展開について、これからの協会の進むべき方向として今後とも幅広く検討していく必要がある。

資料編

資料1 事業実績一覧表

区分	定 款		事 業	規 模	平成16年度	
	目的(定款第3条)	事業(定款第4条)				
公益 目的 事業	1 地方公共団体における税財政の制度及び実務の研究	(1)地方税財政の制度に関する調査研究	調査研究	調査団体	7	
				調査人数	7人	
	2 税財政関係資料の蒐集及び提供		税務広報資料室の運営	蔵書数	5,471点	
	3 税務職員の能力向上のための支援	(2)講演会、研修会の実施等	税財政講演会の実施	受講者数	182人	
			東京都主税局研修業務の受託	受講者数	6,744人	
				回数	416回	
				延べ時間	2,472時間	
				延べ人員	18,900人	
			税務講習会等			
			東京都市町村研修所主催研修への講師派遣	講座数	4講座	
				受講者数	941人	
			特別区職員研修所主催研修への講師派遣	受講者数	75人	
			特別区ブロック別税務研修への講師派遣	講座数	10講座	
				受講者数	1,849人	
			西多摩地区市町村税務職員講習会の実施	受講者数	68人	
			実務サポート研修(個人都民税対策課研修)の実施	講座数	4講座	
				受講者数	203人	
			実務サポート研修(区市町村税務職場管理者研修)の実施	受講者数	44人	
			東京税務セミナー(公開税務実務研修)の実施	滞納整理コース(受講者数)	243人	
	固定資産コース(受講者数)	-				
	住民税コース(受講者数)	-				
	他自治体等からの要請による研修講師の出講	講座数	40講座			
		時間	310時間			
	東京都主税局研修への参加機会の提供	科目数	11科目			
		受講者数	239人			
実務上の税務相談	固定資産税関係	170件				
	滞納整理関係	260件				
	住民税関係	-				
(3)研究雑誌、図書及び印刷物等の頒布	東京税務レポート(税務月報)の発行	発行番号	458-463号			
		発行回数	6回			
		発行部数	15,000部			
	図書の出版	発行冊数(種類)	11			
	販売部数(合計)	12,770冊				
4 税知識の普及啓発	(4)納税者に対する税知識の普及啓発	都民対象講演会	開催回数	1		
			参加人数	450人		
		租税教育への協力		○		
		納税啓発用パンフレット等の作成	発行数(種類)	3		
			印刷部数	13,000部		
納税キャンペーンの実施		○				
5 その他税務行政の円滑な運営に貢献し、地方財政の確立及び住民の豊かで安定した生活の実現に寄与する事業	(5)その他の法人の目的を達成するために必要な事業	税財務関係職員功労者表彰	東京都	44人		
			特別区	19人		
			市町村	20人		
		優秀論文表彰の実施	最優秀賞	1編		
			優秀賞	5編		
			奨励賞	3編		
		自動車税業務の受託	自動車税事業所	○		
			自動車税コールセンター	-		
		軽油分析事業	クマリン分析	857本		
			ガスクロ分析	10,683本		
硫黄分析	10,974本					
地方税財政に関する業務に係る職員の派遣事業	派遣人数	7人				
電話交換業務の受託事業	受託事業所	24所				
収益 事業						

資料1 事業実績一覧表

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
8	6	7	8	8	8	8	8	8
8人	6人	7人	8人	8人	8人	8人	8人	6人
5,453点	5,962点	6,439点	6,179点	6,279点	6,489点	6,739点	6,591点	6,711点
241人	265人	156人	187人	214人	175人	192人	260人	187人
11,377人	11,937人	6,968人	9,056人	10,063人	10,275人	14,401人	15,454人	14,582人
358回	353回	155回	185回	280回	281回	328回	346回	313回
2,425時間	2,163時間	1,640時間	1,724時間	1,968時間	2,146時間	2,084時間	2,581時間	2,495時間
18,158人	17,857人	12,716人	13,659人	14,384人	14,329人	18,748人	20,139人	21,607人
4講座	6講座	6講座	6講座	6講座	6講座	6講座	6講座	6講座
905人	393人	429人	445人	445人	453人	474人	467人	495人
83人	85人	104人	76人	72人	225人	143人	153人	88人
10講座	10講座	10講座	10講座	10講座	10講座	10講座	10講座	10講座
1,266人	1,359人	1,272人	1,125人	1,110人	1,122人	1,036人	1,010人	995人
68人	73人	72人	73人	80人	26人	90人	79人	72人
4講座	8講座	10講座	11講座	12講座	7講座	7講座	10講座	9講座
319人	453人	477人	732人	634人	552人	577人	805人	584人
34人	28人	25人	38人	45人	43人	40人	25人	21人
308人	351人	406人	408人	395人	446人	530人	547人	639人
-	-	-	45人	50人	70人	52人	96人	114人
-	-	-	-	-	13人	20人	19人	41人
48講座	52講座	56講座	60講座	65講座	71講座	77講座	85講座	105講座
320時間	331時間	344時間	356時間	364時間	378時間	407時間	467時間	556時間
14科目	20科目	25科目	25科目	32科目	28科目	30科目	30科目	36科目
246人	318人	506人	430人	395人	437人	576人	634人	635人
187件	145件	113件	108件	105件	110件	118件	146件	153件
286件	326件	335件	285件	290件	299件	309件	321件	337件
-	-	-	-	-	26件	32件	54件	57件
464-467号	468-471号	472-475号	476-479号	480-483号	484-487号	488-491号	492-495号	496-499号
4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回
9,200部	9,440部	9,440部	9,440部	9,000部	9,200部	9,600部	10,400部	10,200部
11	12	12	12	11	11	11	12	14
11,258冊	15,223冊	12,432冊	11,711冊	11,378冊	12,763冊	11,093冊	12,982冊	11,811冊
1	1	1	1	1	1	1	1	1
450人	450人	450人	450人	450人	450人	450人	450人	450人
○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	4	3	4	3	3	3	3	3
18,500部	18,500部	22,000部	21,500部	25,000部	23,000部	20,000部	20,000部	20,000部
○	○	○	○	○	○	○	○	○
45人	44人	44人	43人	42人	44人	43人	41人	36人
21人	20人	19人	18人	22人	20人	21人	21人	21人
19人	22人	17人	18人	21人	20人	21人	23人	20人
1編	1編	1編	1編	1編	1編	1編	1編	1編
4編	5編	4編	4編	5編	4編	4編	5編	5編
5編	5編	5編	5編	5編	5編	5編	5編	3編
○	○	○	○	○	○	○	○	○
-	-	-	-	-	-	-	-	○
1,174本	1,427本	1,401本	1,027本	700本	569本	326本	277本	358本
9,228本	8,760本	9,373本	9,453本	9,038本	7,941本	6,883本	6,249本	5,798本
9,278本	8,806本	9,216本	9,675本	8,933本	7,876本	6,810本	6,237本	5,790本
8人	29人	36人	37人	35人	43人	43人	41人	37人
24所	24所	24所	24所	24所	24所	24所	24所	24所

資料2 基本財産及び分担金の推移

(金額の単位:千円)

年度	基本財産累計額	増加額内訳		会員分担金	内 訳			納付団体 会 員 数
		都出損金	剰余金等		東京都	特別区	市町村	
昭和27	200	200		900	400	345	155	101
昭和28				2,000	1,000	690	310	↓
昭和29								79
昭和30	↓							71
昭和31	220		20					66
昭和32	300		80					↓
昭和33	350		50					62
昭和34	400		50					↓
昭和35	450		50					61
昭和36	500		50					↓
昭和37	↓							↓
昭和38	550		50	↓	↓	↓	↓	60
昭和39	600		50	2,600	1,300	897	403	↓
昭和40								↓
昭和41								↓
昭和42								59
昭和43				↓	↓	↓	↓	
昭和44				3,000	1,500	1,035	465	
昭和45				↓	↓	↓	↓	
昭和46				4,690	2,345	1,618	727	
昭和47				5,402	2,701	1,863	838	
昭和48				6,954	3,477	2,323	1,154	
昭和49				8,130	4,065	2,714	1,351	
昭和50				9,132	4,566	3,036	1,530	
昭和51				9,758	4,879	3,243	1,636	
昭和52				10,096	5,048	3,358	1,690	
昭和53				10,440	5,220	3,473	1,747	
昭和54				10,632	5,316	3,542	1,774	
昭和55								
昭和56								
昭和57								
昭和58								
昭和59	↓							
昭和60	100,600	100,000						
昭和61								
昭和62								
昭和63								
平成元	↓							
平成2	300,600	200,000						
平成3	↓							
平成4	310,600		10,000					
平成5								
平成6								↓
平成7								58
平成8								
平成9	↓							
平成10	320,600		10,000					
平成11								
平成12	↓							↓
平成13	340,600		20,000					57
平成14	345,600		5,000					
平成15	350,600		5,000					
平成16								
平成17								
平成18								
平成19								
平成20								
平成21								
平成22								
平成23								
平成24								
平成25								
平成26	↓			↓	↓	↓	↓	↓

平成25年度

財 務 諸 表

貸 借 対 照 表

正味財産増減計算書

財務諸表に対する注記

財 産 目 録

附 属 明 細 書



公益財団法人 東京税務協会

貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 期	前 期	増 減
I. 資 産 の 部			
1. 流 動 資 産			
現金	0	41,660	△ 41,660
普通預金	171,413,057	252,102,083	△ 80,689,026
定期預金	50,000,000	50,000,000	0
未収入金	72,391,252	69,266,964	3,124,288
立替金	0	180,585	△ 180,585
商前払品	1,755,644	3,264,979	△ 1,509,335
繰延税金資産	1,069,266	0	1,069,266
繰延税金資産	1,689,366	0	1,689,366
流動資産合計	298,318,585	374,856,271	△ 76,537,686
2. 固 定 資 産			
(1) 基本財産			
基本財産引当資産	350,600,000	350,600,000	0
基本財産合計	350,600,000	350,600,000	0
(2) 特定資産			
減価償却引当資産	8,106,215	6,369,304	1,736,911
事業安定積立資産	121,866,757	121,866,757	0
高齢者等互助積立資産	27,000,000	27,000,000	0
特定資産合計	156,972,972	155,236,061	1,736,911
(3) その他固定資産			
什器備品	2,545,372	857,271	1,688,101
電話加入権	582,400	582,400	0
出資	10,000	10,000	0
投資有価証券	100,000,000	50,000,000	50,000,000
ソフトウェア	4,444,314	5,409,400	△ 965,086
リース資産	29,827,000	19,530,000	10,297,000
その他固定資産合計	137,409,086	76,389,071	61,020,015
固定資産合計	644,982,058	582,225,132	62,756,926
資産合計	943,300,643	957,081,403	△ 13,780,760
II. 負 債 の 部			
1. 流 動 負 債			
未払金	62,401,282	47,400,073	15,001,209
未払消費税等	11,716,500	22,072,800	△ 10,356,300
未払法人税等	3,302,400	2,628,500	673,900
預り金	7,904,286	15,918,199	△ 8,013,913
リース債務	6,674,550	3,676,268	2,998,282
流動負債合計	91,999,018	91,695,840	303,178
2. 固 定 負 債			
リース債務	23,311,442	15,853,732	7,457,710
固定負債合計	23,311,442	15,853,732	7,457,710
負債合計	115,310,460	107,549,572	7,760,888
III. 正 味 財 産 の 部			
1. 指 定 正 味 財 産			
寄附金	300,200,000	300,200,000	0
指定正味財産合計	300,200,000	300,200,000	0
(うち基本財産への充当額)	(300,200,000)	(300,200,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一 般 正 味 財 産	527,790,183	549,331,831	△ 21,541,648
(うち基本財産への充当額)	(50,400,000)	(50,400,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(156,972,972)	(155,236,061)	(1,736,911)
正味財産合計	827,990,183	849,531,831	△ 21,541,648
負債及び正味財産合計	943,300,643	957,081,403	△ 13,780,760

正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	7,429,700	7,141,136	288,564
基本財産運用益	7,429,700	7,141,136	288,564
事業収益	1,174,301,430	1,139,389,843	34,911,587
受取受講料	18,260,000	15,176,000	3,084,000
受取研修講師派遣料	22,421,602	19,371,094	3,050,508
出版事業販売収益	10,499,930	13,444,727	△ 2,944,797
研修業務受託収益	206,162,250	201,669,300	4,492,950
自動車税業務受託収益	522,969,300	471,400,020	51,569,280
軽油分析事業収益	38,232,268	39,193,089	△ 960,821
電話交換業務受託収益	220,369,800	227,603,250	△ 7,233,450
人材派遣事業収益	135,386,280	151,532,363	△ 16,146,083
受取助成金	450,000	0	450,000
受取助成金	450,000	0	450,000
受取会費	10,632,000	10,632,000	0
受取会費	10,632,000	10,632,000	0
雑収	2,072,960	1,313,214	759,746
受取利息	53,941	0	53,941
その他雑収益	2,019,019	1,313,214	705,805
経常収益計	1,194,886,090	1,158,476,193	36,409,897
(2) 経常費用			
事業費	1,202,440,797	1,134,594,228	67,846,569
人件費	1,047,544,487	973,214,146	74,330,341
役員報酬	7,968,408	7,741,643	226,765
給与手当	916,733,305	849,193,633	67,539,672
法定福利費	122,842,774	116,278,870	6,563,904
諸経費	154,896,310	161,380,082	△ 6,483,772
福利厚生費	6,846,169	6,434,426	411,743
会議費	134,938	150,278	△ 15,340
旅費交通費	3,779,947	3,025,288	754,659
通信運搬費	3,183,345	3,207,076	△ 23,731
消耗品費	18,073,874	19,918,492	△ 1,844,618
印刷製本費	10,895,885	12,073,205	△ 1,177,320
賃借料	14,234,142	13,769,758	464,384
保険料	208,487	130,623	77,864
諸謝金	13,564,437	15,491,944	△ 1,927,507
租税公課	46,508,882	47,406,300	△ 897,418
負担金	3,940,655	2,621,102	1,319,553
委託費	21,883,730	25,418,928	△ 3,535,198
雑費	2,245,922	2,265,259	△ 19,337
手数料	1,669,851	1,672,360	△ 2,509
販売諸費	205,400	252,820	△ 47,420
減価償却費	6,199,898	3,865,176	2,334,722
都返還金	1,320,748	3,677,047	△ 2,356,299

資料3 平成25年度 財務諸表

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
管 理 費	11,782,307	7,230,409	4,551,898
人 件 費	8,751,353	6,564,571	2,186,782
役 員 報 酬	3,525,034	3,417,854	107,180
給 与 手 当	4,166,502	2,380,810	1,785,692
法 定 福 利 費	1,059,817	765,907	293,910
諸 経 費	3,030,954	665,838	2,365,116
福 利 厚 生 費	208,956	199,005	9,951
会 議 費	36,744	213	36,531
通 信 運 搬 費	66,564	69,013	△ 2,449
消 耗 品 費	104,183	102,194	1,989
印 刷 製 本 費	0	4,549	△ 4,549
賃 借 料	112,706	94,087	18,619
保 険 料	2,773	1,737	1,036
諸 謝 金	1,887,488	62,209	1,825,279
租 税 公 課	△ 35,532	17,400	△ 52,932
負 担 金	18,850	17,690	1,160
委 託 費	38,779	50,536	△ 11,757
雑 費	18,746	20,941	△ 2,195
手 数 料	22,090	21,969	121
減 価 償 却 費	548,607	4,295	544,312
経 常 費 用 計	1,214,223,104	1,141,824,637	72,398,467
当 期 経 常 増 減 額	△ 19,337,014	16,651,556	△ 35,988,570
2. 経 常 外 増 減 の 部			
(1) 経 常 外 収 益			
経 常 外 収 益 計	0	0	0
(2) 経 常 外 費 用			
雑 損 失	0	5,760	△ 5,760
経 常 外 費 用 計	0	5,760	△ 5,760
当 期 経 常 外 増 減 額	0	△ 5,760	5,760
税引前当期一般正味財産増減額	△ 19,337,014	16,645,796	△ 35,982,810
法人税・住民税及び事業税	3,894,000	2,673,500	1,220,500
法人税等調整額	△ 1,689,366	692,426	△ 2,381,792
当期一般正味財産増減額	△ 21,541,648	13,279,870	△ 34,821,518
一般正味財産期首残高	549,331,831	536,051,961	13,279,870
一般正味財産期末残高	527,790,183	549,331,831	△ 21,541,648
II 指 定 正 味 財 産 増 減 の 部			
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	0	0	0
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高	300,200,000	300,200,000	0
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高	300,200,000	300,200,000	0
III 正 味 財 産 期 末 残 高	827,990,183	849,531,831	△ 21,541,648

正味財産増減計算書内訳表

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位: 円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計					法人会計 (管理費)	内部取引 消去	合計
	事業専用	共通	公益目的事 業会計計	収益事業			共通	小計			
	公1 税知識の普 及事業			収1 軽油分析事 業	収2 電話交換事 業	収3 人材派遣事 業					
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
基本財産運用利益									7,429,700		7,429,700
基本財産運用益									7,429,700		7,429,700
特定資産運用利益											
特定資産運用益											
事業収益	780,313,082		780,313,082	38,232,268	220,369,800	135,386,280		393,988,348			1,174,301,430
受取研修講師派遣料	18,260,000		18,260,000								18,260,000
受取研修講師派遣料	22,421,602		22,421,602								22,421,602
出版事業販売収益	10,499,930		10,499,930								10,499,930
自修業務受託収益	206,162,250		206,162,250								206,162,250
自動車税業務受託収益	522,969,300		522,969,300								522,969,300
軽油分析事業収益				38,232,268				38,232,268			38,232,268
電話交換業務受託収益					220,369,800			220,369,800			220,369,800
電材派遣事業収益						135,386,280		135,386,280			135,386,280
受取助成金	450,000		450,000								450,000
受取助成金	450,000		450,000								450,000
受取助成金	10,632,000		10,632,000								10,632,000
受取助成金	10,632,000		10,632,000								10,632,000
雑収益	1,977,173		1,977,173	124	1,671	19		1,814	93,973		2,072,960
受取利息									53,941		53,941
その他雑収益	1,977,173		1,977,173	124	1,671	19		1,814	40,032		2,019,019
経常収益計	793,372,255		793,372,255	38,232,392	220,371,471	135,386,299		393,990,162	7,523,673		1,194,886,090
(2) 経常費用											
人件費	698,518,207		698,518,207	18,096,945	224,260,239	106,669,096		349,026,280	8,751,353		1,056,295,840
役員報酬	6,260,882		6,260,882	569,175	569,176	569,175		1,707,526	3,525,034		11,493,442
給与	607,688,766		607,688,766	15,247,583	197,446,440	96,350,516		309,044,539	4,166,502		920,899,807
法定福利費	84,568,559		84,568,559	2,280,187	26,244,623	9,749,405		38,274,215	1,059,817		123,902,591
諸経費	117,486,070		117,486,070	13,808,654	15,675,800	7,925,786		37,410,240	3,030,954		157,927,264
福利厚生費	3,970,120		3,970,120	139,302	1,691,978	1,044,769		2,876,049	208,956		7,055,125
会議費	54,225		54,225	35	316	80,362		80,713	36,744		171,682
旅費	3,753,847		3,753,847			26,100		26,100			3,779,947
通信搬入費	2,271,708		2,271,708	61,997	516,830	332,810		911,637	66,564		3,249,909
消耗品費	15,693,536		15,693,536	910,422	942,077	527,839		2,380,338	104,183		18,178,057
印刷製本費	10,895,885		10,895,885								10,895,885
賃借料	11,235,844		11,235,844	2,381,158	495,818	121,322		2,998,298	112,706		14,346,848
保険料	179,262		179,262	14,348	12,764	2,113		29,225	2,773		211,260
諸謝金	13,148,219		13,148,219	204,348	181,782	30,088		416,218	1,887,488		15,451,925
租税公課	30,024,813		30,024,813	1,583,000	9,242,736	5,658,333		16,484,069	△ 35,532		46,473,350
負担金	2,509,665		2,509,665	1,328,975	86,760	15,255		1,430,990	18,850		3,959,505
委託費	14,037,375		14,037,375	6,904,777	912,033	29,545		7,846,355	38,779		21,922,509
雑費	1,893,149		1,893,149	98,989	221,503	32,281		352,773	18,746		2,264,668
手数料	1,433,295		1,433,295	114,285	105,444	16,827		236,556	22,090		1,691,941
販売替金	205,400		205,400								205,400
減価償却	6,075,770		6,075,770	67,018	48,968	8,142		124,128	548,607		6,748,505
都返還金	103,957		103,957		1,216,791			1,216,791			1,320,748
期首商品棚卸高											
期末商品棚卸高											
高齢者等互助事業費											
経常費用計	816,004,277		816,004,277	31,905,599	239,936,039	114,594,882		386,436,520	11,782,307		1,214,223,104
当期経常増減額	△ 22,632,022		△ 22,632,022	6,326,793	△ 19,564,568	20,791,417		7,553,642	△ 4,258,634		△ 19,337,014
2. 経常外増減の部											
(1) 経常外収益											
什器備品売却益											
電話加入権売却益											
経常外収益計											
(2) 経常外費用											
什器備品除却損											
雑損失											
経常外費用計											
当期経常外増減額											
他会計振替額	3,776,821		3,776,821					△ 3,776,821	△ 3,776,821		
税引前当期一般正味財産増減額	△ 18,855,201		△ 18,855,201	6,326,793	△ 19,564,568	20,791,417		△ 3,776,821	3,776,821	△ 4,258,634	△ 19,337,014
法人税、住民税及び事業税		591,200	591,200					3,302,800	3,302,800		3,894,000
法人税等調整額								△ 1,689,366	△ 1,689,366		△ 1,689,366
過年度法人税等調整額											
当期一般正味財産増減額	△ 18,855,201	△ 591,200	△ 19,446,401	6,326,793	△ 19,564,568	20,791,417	△ 5,390,255	2,163,387	△ 4,258,634		△ 21,541,648
一般正味財産期首残高		5,081,478	5,081,478					38,441,023	38,441,023	505,809,330	549,331,831
一般正味財産期末残高	△ 18,855,201	4,490,278	△ 14,364,923	6,326,793	△ 19,564,568	20,791,417	33,050,768	40,604,410	501,550,696		527,790,183
II 指定正味財産増減の部											
一般正味財産への振替額											
当期指定正味財産増減額											
指定正味財産期首残高									300,200,000		300,200,000
指定正味財産期末残高									300,200,000		300,200,000
III 正味財産期末残高	△ 18,855,201	4,490,278	△ 14,364,923	6,326,793	△ 19,564,568	20,791,417	33,050,768	40,604,410	801,750,696		827,990,183

財務諸表に対する注記

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を適用している。

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券
償却原価法(定額法)による。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品の評価は先入先出法による原価法。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産(リース資産を除く)
定額法
- ②無形固定資産(リース資産を除く)
定額法
- ②リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (5) 税効果会計の適用について
税引前の当期一般正味財産増減額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期正味財産増減額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基 本 財 産				
基本財産引当資産	350,600,000	0	0	350,600,000
小 計	350,600,000	0	0	350,600,000
特 定 資 産				
減価償却引当資産	6,369,304	1,736,911	0	8,106,215
事業安定積立資産	121,866,757	0	0	121,866,757
高齢者等互助積立資産	27,000,000	0	0	27,000,000
小 計	155,236,061	1,736,911	0	156,972,972
合 計	505,836,061	1,736,911	0	507,572,972

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基 本 財 産				
基本財産引当資産	350,600,000	(300,200,000)	(50,400,000)	(0)
小 計	350,600,000	(300,200,000)	(50,400,000)	(0)
特 定 資 産				
減価償却引当資産	8,106,215	(0)	(8,106,215)	(0)
事業安定積立資産	121,866,757	(0)	(121,866,757)	(0)
高齢者等互助積立資産	27,000,000	(0)	(27,000,000)	(0)
小 計	156,972,972	(0)	(156,972,972)	(0)
合 計	507,572,972	(300,200,000)	(207,372,972)	(0)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什 器 備 品	7,845,665	5,300,293	2,545,372
合 計	7,845,665	5,300,293	2,545,372

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
基 本 財 産 引 当 資 産	339,515,635	364,034,060	24,518,425
利 付 国 債	239,545,385	264,314,060	24,768,675
東 京 都 公 募 公 債	99,970,250	99,720,000	△ 250,250
投 資 有 価 証 券	100,000,000	99,775,000	△ 225,000
東 京 再 生 都 債	100,000,000	99,775,000	△ 225,000
合 計	439,515,635	463,809,060	24,293,425

6. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：円)

未 払 事 業 税 否 認	137,155
未 払 事 業 所 税 否 認	81,019
賞 与 引 当 金	1,286,531
未 払 費 用 (法 定 福 利 費)	184,662
繰 延 税 金 資 産 (流 動 資 産)	1,689,366
繰 延 税 金 資 産 合 計	1,689,366

(2) 法人税法上の非収益事業と収益事業の区分

(単位：円)

項 目	非収益事業	収益事業	合 計
税引前当期一般正味財産増減額 (A)	△ 23,113,835	3,776,821	△ 19,337,014
寄付金損金算入限度額 (B)	—	3,776,821	3,776,821
小 計 (C)=(A)+(B)	△ 23,113,835	7,553,642	△ 15,560,193
法人税、住民税及び事業税 (D)	—	3,894,000	3,894,000
法 人 税 等 調 整 額 (E)	—	△ 1,689,366	△ 1,689,366
当期一般正味財産増減額 (A)-(D)-(E)	△ 23,113,835	1,572,187	△ 21,541,648

(3) 法人税法上の収益事業に係る法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳

法 定 実 効 税 率	20%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1%
住 民 税 均 等 割 等	17%
軽 減 税 率 適 用 に よ る 差 異	△9%
そ の 他	0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29%

財 産 目 録

平成26年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額			
(流動資産)	現金	小口現金	運転資金として	0			
	普通預金	みずほ銀行中野北口支店	運転資金として	171,364,667			
		みずほ銀行東京都庁出張所	運転資金として	48,390			
	定期預金	新銀行東京	運転資金として	10,000,000			
		りそな銀行東京公務部	運転資金として	10,000,000			
		東京スター銀行本店営業部	運転資金として	10,000,000			
		三井住友銀行中野支店	運転資金として	10,000,000			
西武信用金庫中野北口支店		運転資金として	10,000,000				
未収入金	東京都契約分他	公益事業等の未収入金である	72,391,252				
商品	出版物	公益事業の棚卸資産である	1,755,644				
前払金	前払リース料	コールセンタPBXリース料に係る前払金である	1,069,266				
繰延税金資産			1,689,366				
流 動 資 産 合 計				298,318,585			
(固定資産)	基本財産	基本財産引当資産	投資有価証券 利付国債 東京都公募公債	管理目的の財源として使用する財産であり、運用益を法人会計の財源として使用している。	239,545,385 99,970,250		
			定期預金 東京都職員信用組合 みずほ銀行中野北口支店		10,600,000 484,365		
基 本 財 産 合 計				350,600,000			
特定資産	減価償却引当資産	普通預金 みずほ銀行中野北口支店	管理目的保有財産である。	8,106,215			
				普通預金 みずほ銀行中野北口支店	管理目的保有財産である。	121,866,757	
				普通預金 みずほ銀行中野北口支店	管理目的保有財産である。	27,000,000	
				特 定 資 産 合 計			
その他の固定資産	什器備品	応接セット他	うち公益目的保有財産73.9% うち収益目的財産16.4% うち管理目的財産9.7%	2,545,372			
				電話加入権	03-3228-7011 他	うち公益目的保有財産84.9% うち収益目的財産13.8% うち管理目的財産1.3%	582,400
				出資金	東京都職員信用組合	管理目的保有財産である。	10,000
				投資有価証券	東京都債	管理目的保有財産である。	100,000,000
				ソフトウェア	蔵書管理ソフト他	うち公益目的保有財産65.7% うち管理目的財産34.3%	4,444,314
				リース資産	電話交換機器一式他	うち公益目的保有財産52.4% うち収益目的財産23.5% うち管理目的財産24.1%	29,827,000
				その他の固定資産合計			
固 定 資 産 合 計				644,982,058			
資 産 合 計				943,300,643			
(流動負債)	未払金	事業未払金		62,401,282			
				未払消費税等	中野税務署	11,716,500	
				未払法人税等	中野税務署他	3,302,400	
				預り金	源泉所得税他	7,904,286	
				リース債務	N T Tファイナンス他	6,674,550	
流 動 負 債 合 計				91,999,018			
(固定負債)	リース債務	N T Tファイナンス他		23,311,442			
固 定 負 債 合 計				23,311,442			
負 債 合 計				115,310,460			
正 味 財 産				827,990,183			

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表の注記に記載しているため、省略する。

2. 引当金の明細

該当なし

資料 4 事業体制の変遷

年度	昭和27年		昭和60年		昭和61年		昭和62年		昭和63年	
事業展開	公益事業		公益事業 自動車税事務所受託事業		公益事業 自動車税事務所受託事業 軽油分析事業		公益事業 研修受託事業 自動車税事務所受託事業 軽油分析事業 電話交換受託事業		公益事業 研修受託事業 自動車税事務所受託事業 軽油分析事業 電話交換受託事業	
事業体制	事務局		事務局		事務局		管理係 事業係 研修講師		専門研究員 管理係 事業係 研修講師	
			5 自動車税事業所		5 自動車税事業所		5 自動車税事業所 29 電話交換受託事務所		5 自動車税事業所 29 電話交換受託事務所	
職員数	協会固有職員	2名	協会固有職員	6名	協会固有職員	8名	協会固有職員	5名	協会固有職員	10名
	都派遣職員		都派遣職員	126名	都派遣職員	126名	都派遣職員	210名	都派遣職員	207名
	合計	2名	合計	132名	合計	134名	合計	215名	合計	217名

年度	平成3年度		平成5年度		平成6年度		平成8年度		平成9年度	
事業展開	公益事業 研修受託事業 自動車税事務所受託事業 軽油分析事業 電話交換受託事業		公益事業 研修受託事業 自動車税事務所受託事業 軽油分析事業 電話交換受託事業		公益事業 研修受託事業 自動車税事務所受託事業 軽油分析事業 電話交換受託事業		公益事業 研修受託事業 自動車税事務所受託事業 軽油分析事業 電話交換受託事業		公益事業 研修受託事業 自動車税事務所受託事業 軽油分析事業 電話交換受託事業	
事業体制	専門研究員 管理係 事業係 研修講師		専門研究員 総務課 研修係 研修講師		専門研究員 総務課 事業課 研修課 研修講師		専門研究員 総務課 事業課 研修課 研修講師		専門研究員 総務課 事業課 研修課 研修講師	
	千代田分室 5 自動車税事業所 29 電話交換受託事務所		千代田分室 5 自動車税事業所 29 電話交換受託事務所		千代田分室 5 自動車税事業所 29 電話交換受託事務所		千代田分室 5 自動車税事業所 29 電話交換受託事務所		千代田分室 5 自動車税事業所 29 電話交換受託事務所	
職員数	協会固有職員	11名	協会固有職員	14名	協会固有職員	10名	協会固有職員	17名	協会固有職員	19名
	都派遣職員	212名	都派遣職員	226名	都派遣職員	227名	都派遣職員	223名	都派遣職員	198名
	合計	223名	合計	240名	合計	237名	合計	240名	合計	217名

年度	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成15年度	
事業展開	公益事業 研修受託事業 自動車税事務所受託事業 軽油分析事業 電話交換受託事業		公益事業 研修受託事業 自動車税事務所受託事業 軽油分析事業 電話交換受託事業		公益事業 研修受託事業 自動車税事務所受託事業 軽油分析事業 電話交換受託事業		公益事業 研修受託事業 自動車税事務所受託事業 軽油分析事業 電話交換受託事業		公益事業 研修受託事業 自動車税事務所受託事業 軽油分析事業 電話交換受託事業	
事業体制	専門研究員 総務課 事業部 事業課 研修課 研修講師 千代田分室 5自動車税事業所 29電話交換受託事務所		専門研究員 総務課 事業課 事業担当 研修担当 研修講師 千代田分室 5自動車税事業所 29電話交換受託事務所		専門研究員 総務課 事業課 事業担当 研修担当 研修講師 千代田分室 5自動車税事業所 29電話交換受託事務所		専門研究員 総務課 事業課 事業担当 研修担当 研修講師 千代田分室 5自動車税事業所 29電話交換受託事務所		専門研究員 総務課 事業課 事業担当 研修担当 研修講師 千代田分室 5自動車税事業所 26電話交換受託事務所	
職員数	協会固有職員	43名	協会固有職員	98名	協会固有職員	145名	協会固有職員	168名	協会固有職員	181名
	都派遣職員	171名	都派遣職員	123名	都派遣職員	60名	都派遣職員	36名	都派遣職員	26名
	合計	214名	合計	221名	合計	205名	合計	204名	合計	207名

年度	平成16年度		平成18年度		平成19年度		平成24年度		平成26年度	
事業展開	公益事業 研修受託事業 自動車税事務所受託事業 軽油分析事業 電話交換受託事業		公益事業 研修受託事業 自動車税事務所受託事業 軽油分析事業 電話交換受託事業		公益事業 研修受託事業 自動車税事務所受託事業 軽油分析事業 電話交換受託事業		公益目的事業 収益事業 軽油分析事業 人材派遣事業 電話交換受託事業		公益目的事業 収益事業 軽油分析事業 人材派遣事業 電話交換受託事業	
事業体制	専門研究員 総務課 事業課 事業担当 研修担当 研修講師 千代田分室 5自動車税事業所 25電話交換受託事務所		専門研究員 総務課 事業課 事業担当 研修担当 研修講師 千代田分室 5自動車税事業所 24電話交換受託事務所		専門研究員 総務課 事業課 事業担当 研修担当 研修講師 千代田軽油分析室 6自動車税事業所 24電話交換受託事務所		専門研究員 総務課 事業部 研修担当 事業課 教務課 研修講師 千代田軽油分析室 6自動車税事業所 24電話交換受託事務所		専門研究員 総務課 事業部 研修担当 事業課 教務課 研修講師 千代田軽油分析室 6自動車税事業所 15電話交換受託事務所	
職員数	協会固有職員	180名	協会固有職員	180名	協会固有職員	190名	協会固有職員	203名	協会固有職員	196名
	都派遣職員	26名	都派遣職員	22名	都派遣職員	19名	都派遣職員	14名	都派遣職員	9名
	合計	206名	合計	202名	合計	209名	合計	217名	合計	205名

資料5 徴税職員数の推移

特別区・都内市町村 徴税職員数

(人)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	千代田区	38	37	37	37	34	35	35
2	中央区	52	54	56	55	54	52	52
3	港区	73	73	74	75	74	73	73
4	新宿区	102	101	102	102	104	104	102
5	文京区	63	63	63	62	64	64	64
6	台東区	75	58	60	62	60	61	61
7	墨田区	75	76	86	86	87	88	87
8	江東区	109	111	113	111	111	109	110
9	品川区	92	90	89	89	88	87	87
10	目黒区	75	79	80	77	78	77	77
11	大田区	152	153	143	141	141	139	143
12	世田谷区	147	147	146	144	145	146	143
13	渋谷区	76	74	73	72	72	68	59
14	中野区	84	83	83	84	81	79	78
15	杉並区	113	111	115	114	112	110	108
16	豊島区	84	85	87	88	87	84	82
17	北区	84	85	89	89	91	91	90
18	荒川区	57	54	52	51	52	50	50
19	板橋区	130	129	134	136	130	123	126
20	練馬区	118	121	121	127	125	114	116
21	足立区	165	171	127	171	173	173	168
22	葛飾区	94	95	97	96	97	97	97
23	江戸川区	113	108	110	110	113	118	125
24	区計	2,171	2,158	2,137	2,179	2,173	2,142	2,133
25	市町村計	1,616	1,559	1,581	1,595	1,601	1,610	1,611
26	都計	3,787	3,717	3,718	3,774	3,774	3,752	3,744

(出典) 東京都HPより

東京都主税局職員定数（東京都職員数・知事部局職員数）

(人)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
主税局	4,174	4,061	3,934	3,805	3,672
都 (参考)	178,687	177,408	175,991	174,950	173,506
知事部局 (参考)	35,413	34,534	33,496	32,802	31,608

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
主税局	3,557	3,422	3,311	3,207	3,144
都 (参考)	171,283	169,299	168,134	167,032	165,293
知事部局 (参考)	29,455	27,949	27,334	26,863	25,701

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
主税局	3,098	3,056	3,017	2,982	2,961
都 (参考)	165,287	165,251	165,483	165,425	165,491
知事部局 (参考)	25,431	25,261	25,101	24,980	24,884

(出典) 東京都HPより

資料 6 地方税事務共同処理の状況

都道府県別 一部事務組合・広域連合の設置数

都道府県名	一部事務組合		広域連合	
	設置数	構成団体数	設置数	構成団体数
北海道	5	64	1	16
青森県	1	36	-	-
岩手県	-	-	-	-
宮城県	1	9	-	-
秋田県	-	-	-	-
山形県	-	-	-	-
福島県	-	-	-	-
茨城県	1	44	-	-
栃木県	-	-	-	-
群馬県	-	-	-	-
埼玉県	-	-	-	-
千葉県	-	-	-	-
東京都	-	-	-	-
神奈川県	-	-	-	-
新潟県	-	-	-	-
富山県	1	9	-	-
石川県	-	-	-	-
福井県	-	-	-	-
山梨県	-	-	-	-
長野県	-	-	1	78
岐阜県	-	-	-	-
静岡県	-	-	1	36
愛知県	-	-	-	-
三重県	1	29	-	-
滋賀県	1	2	-	-
京都府	-	-	1	26
大阪府	-	-	-	-
兵庫県	-	-	-	-
奈良県	-	-	-	-
和歌山県	1	30	-	-
鳥取県	-	-	1	5
島根県	-	-	-	-
岡山県	1	23	-	-
広島県	-	-	-	-
山口県	-	-	-	-
徳島県	1	24	-	-
香川県	4	11	-	-
愛媛県	1	20	-	-
高知県	3	14	-	-
福岡県	-	-	-	-
佐賀県	-	-	-	-
長崎県	-	-	-	-
熊本県	-	-	-	-
大分県	-	-	-	-
宮崎県	-	-	-	-
鹿児島県	-	-	-	-
沖縄県	-	-	-	-
合計	22	315	5	161

(出典) 総務省HPより

地方税に係る滞納整理事務を行っている一部事務組合の例

道府県	団体名	設立(設置) 年月日	構成団体	処理業務
青森県	青森県市町村税滞納整理機構(青森県市町村総合事務組合の局としての位置付け)	H24.4.1	県内36市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・構成団体から移管された市町村税(国保税(料)を含む)の滞納事案に係る滞納整理 1 徴収金の徴収 2 滞納者に係る財産の調査・差押え 3 差押財産の換価(取立てを含む。) ・配当 4 滞納処分の執行停止、不納欠損処分の判定 ・滞納整理に関する研修会の実施
茨城県	茨城県租税債権管理機構	H13.4.1	県内全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村税(個人県民税を含む)の滞納整理及び徴収に関する研修会の開催
三重県	三重地方税管理回収機構	H16.4.1	県内全市町	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村税・個人県民税の滞納整理(原則として国民健康税を除く) ・不動産公売 ・滞納処分の執行停止、不納欠損処分の適否判定 ・滞納整理に係る実務研修 ・滞納整理に係る個別相談
和歌山県	和歌山地方税回収機構	H18.4.1	県内全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・全市町村税、国民健康保険税(料)及び個人県民税の滞納整理 ・不動産等の公売 ・滞納処分の執行停止の適否判定 ・市町村職員に対する徴収業務に関する研修 ・市町村からの滞納整理に係る個別相談
愛媛県	愛媛地方税滞納整理機構	H18.4.1	県内全市町	<ul style="list-style-type: none"> ・全市町村(国民健康保険税含む)及び個人県民税の滞納整理 ・不動産公売 ・滞納処分の執行停止・不納欠損の適否判定 ・市町職員に対する実務研修の実施 ・市町への徴収業務のコンサルティングの実施
徳島県	徳島滞納整理機構(徳島県市町村総合事務組合の局)	H18.4.1	県内全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村税(個人県民税を含む)の滞納整理(滞納繰越分) ・不動産の公売 ・滞納処分の執行停止、不納欠損処分の適否判定 ・滞納整理に係る特別研修

(出典) 各団体HPより抜粋

資料 6 地方税事務共同処理の状況

地方税に関する業務を行う広域連合の例

道府県	団体名	設立年月日	構成団体	主に処理する事務(抜粋)
北海道	後志広域連合	H19.4.24	島牧村、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別村、京極町、倶知安町、共和町、泊村、神恵内村、積丹村、古平町、仁木町、赤井川村(10町6村)	<ul style="list-style-type: none"> ・町村税及び個人道民税の滞納整理に関する事務
長野県	長野県地方税滞納整理機構	H22.12.27	長野県、県内全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づき構成団体が賦課した地方税及び国民健康保険法に基づき市町村が保険者として賦課した国民健康保険料に係る滞納事案のうち、構成団体が広域連合への移管の手続を行った事案に係る滞納整理処分及びこれに関する事務 ・構成団体の職員に対する徴収事務に関する研修事務 ・徴収業務に関する構成団体からの相談及び支援に係る事務
静岡県	静岡地方税滞納整理機構	H20.1.15	静岡県、県内全市町	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法の規定に基づき、県又は市町が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、構成団体から広域連合が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務 ・徴収業務に関する構成団体からの相談に係る事務 ・構成団体の職員に対する税務研修事務 ・軽自動車税及び自動車取得税に係る申告書又は報告書の受付、審査、保管及びこれらに関連する事務
京都府	京都地方税機構	H21.8.5	京都府、京都市を除く府内全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき法人府民税、市町村民税及び事業税並びに地方法人特別税等の申告書等の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務 ・地方税法に基づき構成団体が賦課した地方税及び国民健康保険法に基づき市町村が保険者として賦課した国民健康保険料に係る滞納事案のうち、構成団体が広域連合への移管の手続を行った事案に係る滞納処分及びこれに関する事務 ・構成団体の職員に対する賦課徴収業務に関する研修事務 ・賦課徴収業務に関する構成団体からの相談及び支援に係る事務 ・地方税法に基づき構成団体が賦課すべき地方税の税額を共同で算定するために必要な電算システムの整備に関する事務
鳥取県	鳥取中部ふるさと広域連合	H10.4.1	倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町(1市4町)	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産評価審査に関する事務 ・滞納整理に関する事務

(出典) 総務省HPより

